

令和7年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月28日

壮警町長 田鍋敏也

記

- 1 期 日 令和7年12月11日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - （1）壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
 - （2）議決事項の一部変更について
 - （3）壮警町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - （4）壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - （5）令和7年度壮警町一般会計補正予算（第7号）について
 - （6）令和7年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - （7）令和7年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - （8）令和7年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - （9）人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 恣 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和7年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年12月11日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第47号ないし議案第54号及び諮問第1号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和7年壮警町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 佐藤 恣君 6番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間といた
したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月12日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検
査結果報告及び定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、教育に関する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告、広域連合、行政事務組合議会等報告につ
きましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案8件、諮問1件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 7 年第 3 回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第 3 回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告を申し上げます。11 月 5 日、東京都で開催された安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席し、防災、減災、国土強靱化、道路関係予算の確保等について決議が行われ、決議文に基づき、団体役員等により道内選出の国会議員に対し、要望活動が行われました。11 月 10 日から 13 日に東京都で開催された災害復旧促進全国大会、全国治水砂防促進大会に出席し、気候変動や地震、火山活動の活性化による土砂災害から人命を守るための国土強靱化予算の増額等について決議が行われ、決議文に基づき、各団体役員等により道内選出の国会議員や国土交通省等に対し、要望活動が行われました。また、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会に出席し、激甚化、頻発化する自然災害の脅威から道民の命と暮らしを守るため、高規格道路の未整備区間の早期解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化等について決議が行われ、決議文に基づき、北海道等と共に国土交通省や道内選出の国会議員に対し、要望活動を行いました。11 月 18 日、東京都で開催された令和 8 年度北海道開発予算に関する中央要請に出席し、高規格道路等道路整備の促進や道路予算の確保等について国土交通省やネクスコ東日本などに要望を行いました。また、翌 19 日に開催された全国町村長大会に出席し、地域経済の再生、地方の一般財源総額の確保などについて決議が行われ、大会決議に基づき、令和 8 年度政府予算の確保と政策の具体化について道内選出の国会議員に対し、要望を行いました。

行政報告を行います。初めに、火山防災訓練についてご報告を申し上げます。本訓練は、有珠山の活動への理解を深め、噴火を想定し、職員の初動対応能力と町民の皆様の防災意識の向上などを目的として 10 月 5 日に開催したところです。当日は、役場にて災害対策本部会議を開催し、防災行政無線や携帯電話エリアメールをはじめ、集客施設へは電話による情報伝達訓練を実施するとともに、農村環境改善センターでの避難所開設、避難者受入れの手順の確認を行いました。あわせて、壮警消防団による搬送、応急手当要領の訓練や私から参加者を対象に、有珠山の噴火史とともに総合計画等に基づくまちづくりと避難マニュアルに基づく避難行動の概要等について講話を実施しました。町では、本訓練での成果や課題を地域防災計画や避難マニュアル等に反映させるなど適切な対応に活用していく考えであります。

次に、関東そうべつ会総会、懇親交流会についてご報告申し上げます。本会は、平成 9 年に発足したふるさと会で、親睦と交流、情報交換を図ることなどを目的に本年

は 10 月 25 日に開催されたところです。当日は、会員 15 人と本町から 10 人が参加し、ふるさと壮瞥に思いをはせながら近況や町の活性化に向けたアイデアなどについて語り合うなど、懇親を深め、有意義なひとときを過ごしました。引き続き会員の増などにご理解とご協力をお願いします。

次に、長流川（壮瞥町）水害タイムライン検討会についてご報告申し上げます。近年全国的に降雨災害が局地化、激甚化しており、当町においても長流川流域において対応案件が常態化し、対策がこれまで以上に重要となっております。タイムラインは、災害発生を想定し、いつ、誰が、何をするかを時系列でまとめた事前防災行動計画ですが、北海道をはじめ関係機関のご理解の下、タイムラインの第一人者である東京大学大学院、松尾一郎客員教授をはじめ、有識者の参画を得て 11 月 6 日に策定に向けた検討会が発足しました。検討会では松尾教授による講演会や意見交換会が行われ、翌 2 日目には長流川流域の現地確認が実施されたところであり、今後継続して検討を行い、来年度の試行を目指し、取り組む予定ですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、まちづくり懇談会についてご報告を申し上げます。まちづくり懇談会は、町政の現状をご説明し、まちづくりや身近な課題を意見交換する場として本年度は 9 月 29 日から 10 月 9 日まで町内 5 か所で開催し、延べ 54 人の皆様にご出席をいただきました。各会場では、町から中学校の完成、建部改良住宅の建て替え、そうべつ情報館の拡充、町の財政状況の 4 点についてご説明し、その後の意見交換では多くの貴重なご意見をいただきました。今後のまちづくりや令和 8 年度の予算編成の参考とさせていただきますととともに、これからも町政への関心と理解を促進し、意見交換する場として効果的で効率的な開催ができるよう努めていく所存であります。

次に、室蘭西胆振・GX 推進協議会の設立についてご報告申し上げます。11 月 15 日に室蘭市で開催された協議会設立記念シンポジウムにおいて、室蘭港における洋上風力の製造拠点化と西胆振地域の農林水産業や観光業等における GX の推進を図ることを目的に西胆振の 6 市町と商工会議所及び商工会並びに室蘭港湾振興会で構成する室蘭・西胆振 GX 推進協議会が設立されました。今後本協議会構成団体が力を合わせ、GX 関連産業の発展を通じて住民の皆様が幸せを実感できる地域づくりに取り組んでまいりたい所存であります。

次に、本年の農作物の作柄についてご報告申し上げます。水稻は、6 月中旬から気温が上昇し、この高温傾向は 10 月上旬まで続き、品質の低下が懸念されましたが、適切な栽培管理により品質は良好で、収量は平年並みとなりました。小麦は、春先に病気の発生が散見され、また 6 月中旬以降の高温、少雨の影響で生育が急激に進み、細麦傾向となり、収量は平年を下回りました。果樹に関しては、桜桃は開花時期が好天に恵まれたこともあり、結実量は平年に比べ 1 割程度増え、収量は平年より多くなりましたが、高温により一部果実の着色遅れや日焼けが見られました。リンゴは、周

期的な降雨もあり、結実、着果ともに平年より多くなりましたが、鹿や鳥などによる食害が見られ、また品種によっては小玉傾向にあり、収量は平年並みとなりました。ブドウは、開花以降の高温による着色不良や降雨による病気の発生が見られましたが、果実肥大は順調に進み、前年並みの収量が確保できました。野菜に関しては、全般的に収量、品質ともにおおむね平年並みとなりましたが、馬鈴薯やタマネギは高温の影響もあり、病気の発生が見られ、また生育は徐々に緩慢となり、小玉傾向で、収量は平年を下回りました。てん菜は、春先の降雨により播種や定植が遅れ、生育への影響が心配されましたが、生育は平年並みに推移しました。6月上旬以降病気の発生が散見され、収量は平年並みとなったものの、糖度は低い傾向となりました。近年当町では大きな自然災害もなく推移しているものの、高温による農作物の生育への影響や鳥獣被害も深刻化しており、引き続き生産者の皆様や関係機関、団体の皆様と連携を図りながら効果的な対策を検討してまいります。

次に、第49回そうべつりんごまつりについてご報告申し上げます。町の知名度向上や新たな来訪者の獲得を図るため、アニメキャラクターの木下ひなたさんを壮瞥町りんご大使に迎え、果樹園等を巡るスタンプラリー形式によるりんごめぐりが10月10日から11月16日まで開催されました。期間中は、道内外から多くの方々にご参加いただき、抽せんには前年より41人多い711人の応募がありました。りんごめぐりを開催してから3年目を迎え、新たな取組として10月19日に道の駅に隣接する広場で物産市が開催されました。当日は、実行委員会の構成団体であるお米やリンゴ、野菜などの農作物や軽食の販売が行われたほか、壮瞥中学校吹奏楽部によるミニコンサートも開催され、多くの方々にご来場をいただきました。また、りんごめぐりにご参加いただいた方々の中には町内で宿泊や飲食をされた方もおり、加えてふるさと納税で応援いただいた方もいるなど、一定の経済波及効果があったものと考えております。今後実行委員会で節目となる来年の第50回そうべつりんごまつりの開催について検討がなされるものと認識しておりますが、町としましてはりんごまつりが発展を遂げながら持続的に開催できるよう引き続き支援してまいります。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。本年4月から9月まで上期の観光入り込み客数は102万人で、昨年同時期に比べ98.9%と僅かな減少となりましたが、その要因としましては7月から9月にかけて新千歳空港の国際線の一部運休や猛暑、物価高、燃料高による国内需要の手控え等によるものと分析いたしております。町では周辺市町や観光協会等と連携し、東アジアの旅行関係者にセールスを展開するほか、国や道の有利な財源を活用し、さらなる入り込み増を図ってまいります。

次に、教育旅行誘致トッププロモーションについてご報告申し上げます。この事業は、北海道胆振総合振興局が主催し、11月26日からの2日間、青森県弘前市で開催されたもので、出席した学校や教育委員会、旅行会社など約30人に対して胆振総合

振興局、西胆振3市3町に加え、フェリー会社の代表らが地域の魅力についてトップセールスを実施しました。当町においては、主要な観光施設と火山マイスターやジオツアーのPRに加え、弘前市長や校長会役員との意見交換で情報提供の重要性と手応えを感じたところであり、今後も継続して広域連携の下で誘客に努めてまいる考えです。

次に、フィンランド国ケミヤルヴィ市訪問団来訪についてご報告申し上げます。10月13日から16日までの4日間、ケミヤルヴィ市から市長をはじめ、市議会第2副議長及び市担当者を含む大人6人、学生17人の計23人が8年ぶりに来町されました。滞在中は、小中学校での歓迎交流会や町内視察などが実施され、両校長とケミヤルヴィ市長等との意見交換では児童生徒同士の交流など新たな交流について前向きに検討していくことが確認されました。また、14日に実施されたケミヤルヴィ市長、第2副議長とのトップ会談では、森議長にもご参加いただきましたが、交流の歴史を踏まえ、友好都市提携書で掲げられている教育、文化、産業の分野における交流に基づき、友好と交流を深める事業について継続して検討していくことが確認されたところであります。来訪されたケミヤルヴィ市長をはじめ、訪問団の皆様とホームステイや交流事業にご協力、ご参加いただいた町民の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今回の来訪を契機に双方の友好と交流が深まることを期待しております。

次に、国の事業概要についてご報告申し上げます。一般国道453号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狭溢区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とし、平成13年度に事業化され、延長5.4キロメートルの道路改築事業が進められてきました。現在は、国道の現蟠溪橋から上久保内までの第3工区において道路改良舗装工事や新蟠溪橋の工事が進められており、今年度中には2.2キロメートルが完成し、供用開始される予定であると承知をしております。これにより、全ての区間で安全な通行が確保されるとともに、広域的な周遊観光の活性化等、地域産業の振興にも寄与するものと期待するところであります。

次に、北海道の事業概要になりますが、(仮称)有珠山外環状線を構成する町道上立香第2線の道道昇格に伴う道路改築事業につきましては、上立香橋の老朽化に伴う架け替えに必要な仮橋が完成し、現在は旧橋、現在の橋ですけれども、旧橋の撤去工事が進められており、来年度も引き続き撤去工事が行われる予定と承知しております。本事業とともに東湖畔地区における懸案区間解消の事業化に加え、道道洞爺湖登別線のサンパレス工区の早期完成など、要望活動を継続していく所存であります。

以上、令和7年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 私、質問事項はふるさと納税応援寄附金の現状と今後の展望について伺いたしたいと思います。

質問します。ふるさと納税は、2008年に創設されています。自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度、これがふるさと納税の始まりだと思います。ふるさと納税は、活用方法によっては新たな財源確保のための有効な手段だとも思います。

そこで、現在令和6年度全国ふるさと納税寄附金額が1兆2,728億円で5年連続最高を更新しております。受入れ件数は全国で5,879万件となっております。ふるさと納税寄附金が全国的に増える中で、壮警町はふるさと納税寄附金についてどのように捉えているのか、過去3年間の取組実績や今後の方向性について伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附金の現状と今後の方向性についてですが、ふるさと応援寄附金制度は貴重な財源を得るだけでなく、返礼品をきっかけに壮警町の特産品等をPRするとともに壮警町が取り組むまちづくりを広く周知できる貴重な機会であると捉えております。

次に、過去3か年の実績になりますが、令和4年度は寄附件数6,091件、寄附金額8,756万5,000円、令和5年度は寄附件数6,340件、寄附金額9,840万5,537円、令和6年度は寄附件数6,803件、寄附金額1億4,247万7,500円となっており、件数及び金額ともに右肩上がり推移しております。これは、令和6年度から専門職員を配置するなど体制を強化したほか、事業者の協力と連携により多くの皆様に壮警町を応援していただくことができた結果であり、令和6年度は過去最高の寄附金額となりました。また、本年度につきましては、令和7年10月末現在の状況は寄附件数5,454件で前年同月比2,187件の増、寄附金額は1億3,065万5,800円で前年同月比7,353万300円の増となっております。

今後につきましても関係事業者等と連携し、現在の取組を持続、発展させ、より多くの方々に壮警町を応援していただける環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） ありがとうございます。質問に際し、今年7月に議会視察研修で白糠町に防災関係で視察を行いました。その中で町の取組でふるさと納税寄附金についての話がありました。2025年10月時点で、6,874人の人口の町ですが、令和

6年度の一般会計予算が331億6,800万を計上しております。その内訳は、ふるさと納税寄附金で211億6,535万4,405円が計上されております。これは全国町村で1位との説明があり、驚いた次第でございます。ちなみに、胆振地区の令和5年度寄附金は、伊達市においては2億4,632万500円、洞爺湖町におきましても2億9,869万8,440円、豊浦町は1億6,367万5,000円となっております。

まず、そこでふるさと納税制度の寄附使用についての質問をさせていただきます。サイト使用料、返礼品などの経費等、それ以外は自治体で活用できる寄附金として受け止めてよろしいでしょうか。それと、それに対して支払われる経費の割合を伺います。

また、令和6年度ふるさと応援寄附金は1億4,247万5,000円との説明がありましたが、自治体が指定する様々な地域課題解決のため、寄附金9選択項目についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

寄附金に対する経費についてでございますが、当町では返礼品に対する経費を約25%程度見込んでおります。それにプラスしまして送料を約8.5%程度見込んでおります。それ以外にかかる経費といたしまして、ポータルサイトの使用料及び決済手数料が約8.4%、中間事業者を支払う手数料が3.5%で、これらの合計が約45%程度というふうに見込んでおります。そのほかの経費としましては、職員の雇用ですとか、PRイベントに参加する出張旅費、通信運搬費なども経費に含まれますので、これらを加えまして経費全体の割合を45%以内に収めるようにしております。総務省の規定では、全体の経費については寄附金額の50%以内、返礼品は30%以内にしなければならないと定められておまして、自治体が活用できるのはおおむね寄附金額の50%というふうに考えていただければというふうに考えております。

続いてですが、当町が設定する寄附金の選択項目の用途についてでございますが、まず1項目めとしましてフィンランド国ケミヤルヴィ市との交流に関する事業、2点目としましておいしい農作物作りや特産品開発に関する事業、3点目が子供たちの健やかな成長や子育て世代への支援に関する事業、4点目が横綱北の湖記念館の運営に関する事業、5点目が火山との共生、町民や観光客の安全管理対策に関する事業、6項目めが洞爺湖、昭和新山など景観や環境の保全に関する事業、7項目めが昭和新山国際雪合戦の普及、振興に関する事業、8項目めが壮瞥高校の教育、活動支援に関する事業、9項目めが自治体に用途をお任せということで9項目の用途を設定しているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） ありがとうございます。ただいま説明していただいた指定寄附金の項目ごとの寄附額と活用内容の説明、またどのような活用効果があったのか説明

明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

令和6年度決算の寄附額順でございますが、寄附金額が一番多かったのが子育て支援施策に関する事項で約4,389万円、2番目が自治体にお任せというところに寄附金額いただいたのが2番目に多くありまして4,017万8,000円、3番目が農作物作り、特産品開発として2,166万3,000円、4番目が壮警高校の教育、活動支援で約1,887万2,000円、5番目が洞爺湖、昭和新山の景観、環境保全に約1,009万2,000円、6番目が火山との共生、安全管理について約346万1,000円、7番目がケミヤルヴィ市との交流事業に関しまして約274万5,000円、8番目が昭和新山国際雪合戦の普及、振興について約96万4,000円、9番目が北の湖記念館の運営事業に対しまして約61万円のご寄附をいただいているところであります。

活用内容についてですが、財政系のほうで新年度予算に振り分けまして各課ごとに令和7年度の予算に充当して活用しております。その効果についてでございますが、各施策の税源に充当させていただいているので、寄附金があることによりまして積極的な施策の展開による地域課題の解決等につながっているものと認識しております。大変貴重な財源だというふうに認識しております。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） まず初めに、寄附をしたい自治体の選択要因としては、魅力のある地場産品や実行してもらいたい事業項目などが寄附する要因と臆測できると思います。そこで、現在指定寄附項目の表現されている内容、今パソコンなんかにも入っていますけれども、そういったものをもう少し踏み込んだ具体的な内容を取り上げて、さらに評価されるというふうに感じます。見直しや今後の考え方についてまず伺いたいのと、また自治体お任せ寄附金という項目がありますけれども、その使い道についても伺いたしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

寄附項目につきましては、壮警町ふるさと応援寄附金取扱要綱で定められておりまして、総合計画の位置づけですとか、より寄附者の共感を得られる事業、また地域課題等の解決につながる事業などについて項目立てられているというふうに認識しております。項目の見直しにつきましては、今後の財政状況ですとか各施策の展開状況、各種計画の改定等も勘案した上で検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただければというふうに考えております。

また、自治体にお任せいただいた寄附金の使途についてでございますが、先ほど使途項目を申し上げましたが、8項目の寄附割合を算出しまして、お任せいただいた寄附金額を割合ごとに振り分けて活用させていただいているという状況でございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 次に、壮瞥町が返礼品を送付した中に指定寄附以外に壮瞥町の魅力を発信し、来ていただけるような提案の仕方もあると思いますが、その現状と今後の対応について伺いたいのと、また返礼品を送付している事業者数と商品アイテム数、またはポータルサイトの登録数等も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。返礼品を送るだけではなくて、ふるさと納税という制度を活用しましてそれをきっかけに壮瞥町に来ていただけるような取組につながればより効果が高いというふうに考えております。そういった観点も踏まえまして、返礼品の中には体験型の返礼品というものを登録しております。体験を目的に壮瞥町に来ていただければというふうに考えて特に今年度は壮瞥町ならではの体験型の返礼品増加に力を入れているところでございます。それに加えて、今年度から各事業者にお願ひしまして返礼品にお礼のはがきを同封させていただいておりますが、このはがきを工夫することによりましてさらに壮瞥町に足を運んでいただけるような取組もできるかというふうに考えてございますので、いただいたご意見を参考に工夫と改善に努めまして町のPRですとかリピーターの増加につなげていきたいというふうに考えております。

続いて、現在の返礼品事業者数等々ですが、返礼品の事業者の登録者数は32者となっております。返礼品の登録数につきましては560品目強が登録されておりますが、そのうち公開されているのは約300品目となっております。ポータルサイトの数でございますけれども、現在21者と契約しまして公開しているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 改めて今の説明の中に、その中でリピーターの施策やポータルサイトの拡充や選べる商品など町の取組をさらに充実することで寄附額が多くなると思います。今後の取組の考えについても伺いたいし、また6年度の返礼品のランキングについてもお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

企画財政課では4月から返礼品の提供事業者を6者増加して、32者になっております。今年10月になりますが、事業者を対象としました意見交換会というものを開催しております。こういった取組を通じまして事業者の登録数を増加させていきたいというふうに考えておりますし、併せて返礼品目も増加させていきたいというふうに考えているところであります。それに加えて、ほかのまちと差別化が図れるような返礼品がないかも情報収集しながら、事業者の皆様にご協力をいただきながら創意工夫をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。先ほど申し上げたとお

り返礼品にお礼のはがきを同封して感謝の気持ちをお示ししているところでもありますので、こういった取組を通じて何度も壮瞥町を応援していただけるような取組にもつなげていきたいなというふうに考えております。

続いて、ポータルサイトの拡充についてですけれども、4月から7者増加させまして21者というふうになっているところでありまして、このポータルサイトを増加させることによって多くの方が壮瞥町を見ていただけると、目にする機会が増えるというふうに考えていますので、今後もサイトの増加ですとか、サイト上の見せ方も工夫してたくさん目に留まるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

続いて、令和6年度の返礼品のご希望が多かった順についてでございますが、昨年度についてはやはりお米が一番多く、1番目はお米というふうになっています。2番目がトウモロコシ、3番目が宿泊券、4番目がメロン、5番目がリンゴという順になっておりまして、そのほか加工品ですとかトマトや野菜類などというふうに続いているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） ただいまの説明の中で6年度は返礼品としてやはり壮瞥町では一番だと、全国的に米の需要が多く、壮瞥町においても米に対しては対応し切れなかったのかというふうな思いでおります。次年度の寄附額の目標達成に向け、協力してくださる事業者や生産者の連携など、それに対し最大の支援が必要と考えますが、問題点や課題があれば聞かせていただきたいと思います。

また、事業者の生産性を上げることで町の活性化や定住促進や経済効果につながる要因になると思いますが、期待を込めて町に対して支援の向上、対策、その考え方について伺いしておきたいと思っております。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

昨年度のお米の返礼品についてでございますけれども、やはり確かに大幅に需要が増加したことで苦慮した面もございますが、農協等にご協力もいただきまして対応したところでございます。

それと、事業者との連携についてですが、非常に重要だというふうに考えておりまして、特に農家さんの生育状況の確認ですとか在庫の状況などを細かく情報共有する必要があるというふうに考えております。事業者様の訪問ですとか事業者を対象にした意見交換会などを実施しているところでして、継続して情報共有ですとか取り組んでまいりたいなというふうに考えているところです。事業者の生産性の向上は、特に農産物などについては品質のよい返礼品を提供することでリピーター等につながるというふうに考えてございますので、加工品等の登録についても地域の特色が出せるというふうに考えております。事業者への支援についてでございますけれども、まずは役場各課でいろいろな施策に取り組んでございますので、それらの支援策の活用を

第一に考えまして、ほかのまちで活用している北海道ですとか国の支援策等の情報も収集しながら事業者と情報共有を図っていききたいなというふうに考えております。

それと、ふるさと納税制度についてなのですが、この制度はメリットとしまして事業者さんがご自分で媒体を活用して広告、宣伝等の経費をかけなくてもある程度個人のリスクが少ない中で商品をPRできるというメリットがございます。そういう制度を今後も理解していただくように努力しまして、事業者の生産意欲の向上を図った上で経済効果や地域振興につなげていけるようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） ありがとうございます。改めて今後寄附金を増やすための取組として、現在専門職員を配置していますけれども、返礼品の所得税の仕組みやポイント制度廃止の問題など時代の変化に伴い、新たに職員数の増員が必要と考えるが、その必要性について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

まず、制度改正への対応でございますが、申し上げられましたとおり今年の10月にポイント制度の廃止がございました。それによる駆け込み需要等もあったというふうに認識しているところです。それに加えて、現在は、報道等でも流れているところでございますけれども、寄附金控除額に上限を設けるですとか自治体の経費率を見直す等々が制度改正が議論されているというのは認識しておりますので、この辺の制度改正については情報収集を図りまして今後も注視していきたいなというふうに考えているところです。

それと、さきの答弁でも申し上げましたとおり、令和6年度から人員を増強するなどして体制を強化したこともありまして、このふるさと納税の納税額が増加したというふうにつながっておりますが、職員の増減につきましては役場全体のバランスも考慮する必要があるというふうにも考えておりますので、まずは現在いるスタッフで取り組んでまいりまして、町のPRと納税額の増加に取り組ましまして寄附額の向上をまず図るよう全力で取り組んでいきたいと考えておりますし、その納税額の向上によって増員が図れるような体制が取ればいいのかというふうに考えていますので、まずはスタッフ全員で一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） ありがとうございます。では、ふるさと納税寄附金の取組は小さなまちには有効な手段であるとともに財政に大きな影響を与えたいと思いますが、改めてふるさと納税寄附金の受け止め方、今後の取組について町長に質問していきたいと思っておりますので、それを伺って質問を終わりたいと思っております。よろしくお願

します。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、総括的に私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

今加藤議員おっしゃったように、ふるさと納税につきましては非常に有効な手段であるという認識は変わりのないところであります。町財政は、平成の 28 年度以降実質単年度収支が赤字になっていたと、令和 3 年度の決算から黒字に転じたのは職員の努力、様々な要因がありますけれども、その要因の一つにふるさと納税応援寄附金の増に向けた取組があったのかな、このように考えており、大きく寄与していると認識しております。今後、本日議員さんかいただいた意見や、白糠町を視察されたということでもありますけれども、白糠町をはじめ他団体での取組を参考として関係事業者等と連携を強化して魅力と特色ある返礼品づくりと発信に努め、より望ましい運営に向け、工夫と改善を加え、成果に結びつけていきたいと、このような思いであります。

様々な施策を計画的に推進していくためには健全な町財政の運営が重要であると、これは皆さんひとしく認識していただけるものと思っておりますが、そのために有効な手段の一つでありますので、これからも議員の皆さんの期待に応えられるように現体制どこにでも人を割きたいというか、重点的に配置したいところでもありますけれども、今参事から答弁申し上げましたとおり全体的なバランスを図っていかなければいけないという事情もご理解いただいた中で、これからも効果的な財源の確保に努めていきたいと思っているということを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森 太郎君） 次に、6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 私のほうから一般質問させていただきます。

質問事項、本町における不登校、いじめ等への対応について、質問要旨、子供たちの健全な成長と学びを支える教育環境の確保は地域社会の将来を左右する重要な課題です。近年全国的に不登校やいじめ、暴力行為など生徒指導上の課題が深刻化しており、教育現場だけでなく家庭や地域を含めた社会全体の問題として認識する必要があります。文部科学省が本年 10 月に公表した調査によれば令和 6 年度の不登校児童生徒数は全国で 35 万 3,970 人に達し、過去最多を更新しました。小学校で前年比 5.6% 増、中学校ではほぼ横ばいながら依然高水準で推移しています。また、いじめの認知件数は約 77 万件、暴力行為は約 13 万件といずれも統計開始以来の最多を記録しました。さらに、児童生徒の自殺者数は 413 人と依然高止まりしています。そこで、以下について質問いたします。

- ①、令和 6 年度の当町のいじめ認知件数、重大事態の発生件数について。
- ②、いじめの解消率は全国で 76.1%、取組中が 23.7%に上るが、本町ではどのよ

うな成果と課題があるか。

③、本町における直近3か年の(1)、不登校児童生徒数、(2)、不登校継続率、翌年度も不登校となった場合を示されたい。全国傾向との比較も併せて伺います。よろしく願いいたします。

○議長(森 太郎君) 答弁、教育長。

○教育長(柴田曆章君) 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るものという認識の下、令和7年度の教育行政執行方針ではいじめの未然防止と見逃しゼロを掲げて、各学校と連携を密にして未然防止に努めています。1点目の令和6年度はいじめ認知件数と重大事態の発生件数ですが、北海道教育委員会によるいじめ問題の対応状況調査における本町はいじめ認知件数は小学校で47件、中学校で3件、高校はゼロ件となっています。重大事態の発生件数につきましては、現在のところ発生しておりません。

2点目のいじめの解消率は全国で76.1%、取組中が23.7%に上るが、本町ではどのような成果と課題があるかということですが、令和6年11月末現在のいじめ問題の対応状況調査においてになりますが、小学校では解消率が61.7%、取組中が38.3%で、中学校の解消率は66.7%、取組中が33.3%という状況ですが、その後の児童生徒の問題行動等調査では小学校、中学校とも100%解消している状況でございます。成果と課題については、特に小学校ではいじめの認知件数が多くなっている状況ですが、いじめ見逃しゼロを目指し、小さなサインを見逃さない取組を実施するとともに、教員や養護教諭からの指導とスクールカウンセラーなどを活用することにより成果が表れていると考えています。

3点目の不登校児童生徒数と不登校継続率についてですが、児童生徒数につきましては個人情報保護の観点及び小中高校が1校ずつである本町では具体的な件数については控えさせていただきたいと思えます。また、不登校の件数は、全国傾向と同様で推移していると認識しています。不登校継続率につきましても同様に具体的なお答えは控えさせていただきませんが、低くない傾向にあります。

最後になりますが、町内各学校と連携を密にして壮瞥町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ未然防止のための取組を進めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長(森 太郎君) 6番、湯浅祥治君。

○6番(湯浅祥治君) ご答弁ありがとうございます。このいじめ問題につきましては、昨年の9月にも一般質問させていただいております。そのときは過去5年間のいじめ認知件数等があったところでございますけれども、今回は先ほどの質問要旨の中にもありましたけれども、今年度の文部科学省が10月に公表された調査で依然やはりいじめが過去最多となっているというデータを含めて、前回5年度までは聞いていますから、6年度はどうなったのかなということも伺ったということでございます。

そこで、早速ですけれども、前回は1,000人当たりの認知件数という形で出しているのですけれども、これはデータ比較するために有効な手段でございますので、そこでもう一度昨年度の令和6年度のいじめの件数、1,000人当たりの件数を、たしか壮警町小学校では47件、中学校が3件、高校はゼロということですので、どのようになっているのか伺いたします。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。
休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） それでは、ご答弁申し上げます。

令和6年度のいじめの認知件数、1,000人当たりに直すとということでしたが、小学校におきましては1,000人当たりに直しますと534件、中学校に関しましては1,000人当たりの件数に直しますと68件、高校はゼロということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ありがとうございます。今ご答弁いただきましたけれども、これ昨年9月の私の一般質問の中で1,000人当たりお聞きしました。そのときのお答えの中では、小学校のいじめの件数は令和元年が396件、令和2年度、これは小学校です。2年度210件、令和3年度が22件、令和4年度が300件、令和5年度362件と答弁いただきました。今答弁の中では小学校534件、中学校は68件ですけれども、少ないということですが、そのときの一般質問の中では私毎日新聞での報道の一部を話をしましたけれども、そこで毎日新聞では一番多い自治体が181件だったのですね、全国で。そうすると随分多いのではないのかなという、何でこんなに多いのかなというのがちょっとありまして、それで今回もお聞きしたことなのですが、2024年の北海道の公立学校のいじめ認知件数、これは1,000人当たりの数字ですが、平均で104.5ということで、全国平均で61.3ということだったのです。それで、北海道は全国で2番目に多いということをおっしゃっていました。これ見ると壮警1番になってしまいますけれども、ここでなぜそのように件数が多いのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめの認知件数でございますが、壮警小学校で47件となっております。これは児童全体の人数でいうと88名だったと思っておりますが、それぐらいの人数に対して半分ぐらいが認知されているというところでありますので、どうしてもその認知件数につ

きましては多くなってくるのかなというふうには思っております。

それで、多くなっている要因でございますが、先ほどのご答弁でも申し上げましたが、いじめ見逃しゼロを目指して小さなサインも見逃さないという取組を実施しているところでございます。それで、そういったことからいじめの認知件数が多くなっていると、どんな小さなことでも少しでも嫌な思いをしたというところでも拾って認知件数に加えているというところでございます。その後は、先生方あるいは養護教諭、スクールカウンセラー、SSW等の意見を聞きながら先生方と連携しながらその取組を行って、最終的には、認知件数といいますか、いじめのずっと続いているという状況はないというところでございます。文部科学省といたしましても、いじめの認知件数が多い学校についてはいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知して、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているということで極めて肯定的に評価しているということも言われております。ですので、認知件数という部分では多いかもしれませんが、小さなサインを見逃さないという取組を取っているということでご理解いただければと思います。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。今のご答弁の中でも、サインというか、そういう小さなことを見逃さないというのはよく分かります。それが数が多くなっているというのもあるのかもしれませんが、それにしても極端に多いのではないかなという感じがするのです。全国的に見ても多い、63件ぐらいですか、それが500件というのはどういうことでそんなに多いのかなというのがあるので、それはどちらか、本当にいじめが多いのか、よく見ているのか、どちらかだとは思わずけれども、続けてその辺はよく注意して見ていかなければいけないことではないかなと思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。それで、ご答弁の中にもありました本町のいじめの解消率は全国的より低くなっておりましたけれども、その後の取組によって100%の解消をしていると答弁いただきました。解消の判断手順と基準についての詳細とどのように解消されたのかを伺います。また、解消されたいじめの再燃の防止はどのように対策を取っておられるのかお伺いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめの基準といいますか、発見のきっかけ等にございまして調査結果がございません。小学校においては、アンケート調査など学校からの取組により発見したということが80%程度、本人からの訴えというのが13%程度、当該児童生徒の保護者からの訴えということが4%程度ということになっております。中学校におきましては、本人からの訴えというところが100%となっております。こういったいじめの発見のきっかけというところで調査を行って、その後の取組に生かしているというところで

ございます。

いじめの再燃率といいますか、そういったところにつきましてはやはり継続的な部分であるというのが現状ではないかというふうに分析しているところでございますが、いじめの調査につきましては3種類ございまして、いじめのアンケート調査が年2回、6月と11月、いじめ問題への対応状況調査が年3回、7月と10月と12月、いじめ問題への取組状況調査が年2回、6月と12月というところで、このような調査を行っていじめの根幹の部分についていろいろと調査を行ってその対応に当たられているということで理解をしているところでございます。いじめは、どの子供にもどの学校にも起こり得るものということで十分認識して、いじめの件数が多いか少ないか、そういった問題以上にこれが生じた際にいかに迅速に対応してその悪化を防止して真の解決に結びつけることができたかということが重要であるというようなことを認識しながら、学校と協力しながらいじめ未然防止あるいはいじめ件数の削減に向けて努力しているところでございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 今ご答弁いただきましたけれども、実際のいじめの解消となった手順ということでどのように対応されているのか再度伺いたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。どうやって解決していったのか、その手順なのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） ご答弁申し上げます。

実際のいじめ解消の手順というお話でしたけれども、まずはいじめが発覚した場合、当人に聞き取りを行います。そして、その後対象になっている児童等への聞き取りも行います。その事案をしっかりと検証して、学校にいじめ対策組織があるので、そこにおいて教員や生徒指導部長、そして養護教諭も含めて管理職と対応を協議しながら適切に対応策を講じていくと、必要に応じてスクールカウンセラーですとか、そういった専門職の方にもアドバイスをいただきながら対応していくことで解消につながっていくということになっております。いじめの解消の基準としましては、基本的には3か月以上継続していないこと、それから本人が嫌な気持ちにもうっていないということを認めた場合に解消したというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。やはり五百何十件とか300件以上もあった中で、それ解消しているということだったのであれですけれども、今のご答弁の中でそれだけ解消されているという取組がすごいなというふうには思いますけれども、頑張っていらっしゃるのだなというのは分かります。件数はすごく多くてちょっとびっくりして、前回の1年前も一般質問させてもらったときに180件が

倍の、これ毎日新聞が180件ですから、三百何十件とか出てきたので、ちょっと私もびっくりして、こんなに多いのはどうしてなのだろうなと疑問には思ったのです。今回もまた500件以上出てきたので、これはまた前回より多いなという、やはりいじめが多いというのは事実だと思うのです。よく見ているというのがあるのかもしれませんが、それ以上に多くなっているというのがなぜかなというのが私としては疑問がある。今ちょっとあったのですけれども、でも解消しているということで、もし解消率がなかった場合、これは見逃してそのまま放置しているのかという、そういう問題ももし出てきたら伺おうかなと思っていたところなのですけれども、100%解消されているということだったので、その辺は継続して取り組んでいただければありがたいかと思います。

それで、次に質問をさせていただきます。先ほど不登校の児童生徒数、これは個人情報で公表できないと答弁いただきました。なぜ集計値なども含め一切公表できないのか。例えばいじめについては、小中総数を公表されております。なぜ不登校についてはできないのか。個人情報保護法や関連法案に照らして具体的な根拠をお示しいただきたいと思います。

また、不登校児童についての町の取組事業があるかどうかもう一つ質問いたします。お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

不登校の児童生徒の公表ということで件数なぜ公表できないかというところでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり個人情報ということがありまして、なおかつ小中高と1校ずつ、それぞれ少ない児童生徒の町でございますので、公表に当たっては慎重にいかざるを得ないのかなというふうに思っております。

また、取組の事例、不登校解消、不登校についての取組ということでございますけれども、学校としましてはスクールカウンセラーですとか担任や養護教諭の家庭訪問ですとか面談とか、そういったところに対応をしているところでございますし、また教育委員会といたしましては小学校、中学校、それから住民福祉課、教育委員会と不登校児童生徒の対応に係る打合せの会ということを定期的に行っておりまして、その解消に向けていろいろな立場から意見を出してその対応に取り組んでいるというところでございます。また、各学校におきまして学校の管理職中心に、いじめと同様でございますが、決して個人では取り扱わず組織的に取り組んでそういった不登校の取組をしていこうということで対応しているところでございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。昨年もこの話を聞いたことがありますけれども、そのときもお答えがなかったと思うのですけれども、不登校についてはいじめが相当数あるのではないかという懸念も言われております。その辺の把

握とかはされているのでしょうか、その辺を伺います。不登校の原因です。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

不登校の調査等の結果から、不登校の要因分析に関する調査報告というところから取っておりますが、不登校の要因につきましてはいろいろな要因がございますが、例えば仲のいい友達がいないとか、授業が分からないとか、宿題、制服、給食、行事、そんなところだったり、またインターネット、ゲームの影響ですとか感覚過敏、体の不調というようなことも原因として挙げられるというところがございます、壮瞥町におきましてもいじめ被害と不登校との関連性は今のところ認められないという結果になってございますが、そうは100%言い切れない部分もあるのかなというふうに思っているところでございます。壮瞥町の調査におきましても、要因としては小中高校ではいじめ被害を除く友人関係ですとか学業不振、親子の関わり、生活リズムの不調などという結果になっているところでございます。

いじめとの因果関係につきましては、一般的に児童生徒の回答と教師の回答、それぞれ違っている部分があるのかなというふうには思っております。例えば児童生徒の回答ではいじめ被害が見られて不登校になったというようなところもあるようでございますが、一方で教員の回答についてはそういった関連が見られなかったとか、そういう調査結果もありますけれども、これにつきましてもなかなか見えにくい部分もあるのかなというふうに思っておりますので、今後も注視しながら取り組んでいければなというふうに思っております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。確かに要因はいろいろあるかもしれませんが、ただ、一般的に教師が見る立場と本人が言う場合とは異なるケースが多々あるということで、先ほども小さなことを見逃さないということであれば、そういう不登校の原因になる前にいじめを根絶、解消するというのは大切ではないかなと私は思いますので、その辺の取組はよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。町としていじめ防止基本方針がございますけれども、このようにだんだんいじめがどんどん、どんどん多くなってきている現状も踏まえて、もっと一歩進んで、あるまちではいじめ条例をつくっている、防止条例つくっているところも結構多くなってきていると思います。だから、町として考える、町としてぜひいじめ防止条例を制定するという形で、そういう形ではいかがでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

本町におきましては、北海道いじめ防止等に関する条例の施行、それからいじめ防止基本方針に基づきまして壮瞥町いじめ防止基本方針を策定し、昨年6月に改定をし

ているところでございます。各学校におきましても各学校のいじめ防止基本方針を策定して、いじめ防止に取り組んでいるところでございます。議員おっしゃるいじめ防止に関する条例につきましては、昨年も答弁をいたしました。今後その必要性に応じながら必要があれば検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ぜひいじめ防止条例を検討していただきたいなと私のほうは思いますので、よろしくをお願いします。

それで、続きましてまた質問させていただきますけれども、北海道でも旭川市でも死亡事故、自殺ですよ、ありました。札幌でも何かいじめによっての、江別ですか、江別で大学生ですかね、たしかそれもありましたし、札幌でもあったと思いますけれども、この辺自殺や暴行で死亡事故等も起こっておりますので、生命の尊厳、他者への敬意、自然や真理への畏敬といった普遍的な価値を学ぶ、これは宗派によらない宗教的情操教育、やはり生命を大切にするという、そういう基本情操教育が必要と考えますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

命の大切さですとか生命の大切さ、それから生きることなどについて情操教育の大切さという部分でございますが、それぞれ各学校、小学校においても中学校においても道徳の時間がございますので、その時間を利用してそういった情操教育に取り組んでいるというのが現状ということでございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。再度また質問させていただきたいのですけれども、いじめ対策の効果検証していくためにはデータの開示がやはり必要だと思います。それと分析が不可欠です。今後定期的な公表と議会への報告を行うお考えはありますか。もし求められたら定期的に公表できるようなのはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） いじめ対策の効果としてデータの解析は大切というところは、確かにそのとおりだと思います。ただし、定期的な報告につきましては、これも本来であれば個人情報に該当するものでありまして個人の特定ということにもつながりますので、基本的に北海道教育委員会に報告した案件についてはご提示できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。最後に、今回のいじめについて今年の文科省の公表、それに基づいて、やはりいじめが多いということで、不登校

やいじめについては児童生徒の自殺といった問題は個別の事件としてではなく教育行政の構造的課題として捉える必要があるのではないかと思います。支援体制の充実や事業の多様化、それ自体が目的化するのではなくて、限られた財源の中で財政の責務と学校、地域の役割を明確にして実際に子供を支える力につなげることが重要だと思います。今問われているのは、教育の根幹である人の力をどう再生するかです。どれほど仕組みを変えても教員が子供と向き合い、信頼を築く力を失えば教育行政は形骸化します。支援を続けること以上に人が人を育てるという教育の原点を取り戻すことが最大の再発防止策であると思います。この人を育てる力の基礎として、先ほども言いましたけれども、宗派によらない、偏らない宗教的情操教育の重要性も改めて見直すべき時期に来ています。教育基本法第 15 条が定めるとおり、特定宗派の布教は除かれるべきですけれども、生命の尊厳、他者への敬意、自然や真理への畏敬といった普遍的な価値を学ぶことは子供たちが生きる意味を見いだす土台となります。教師がそうした人間の根源的な価値を理解して日々の指導の中でそれを体現することこそ教育の再生の鍵です。

本町としても、国や道の施策を踏まえつつも地域の実態を的確に把握し、支援の重複や形骸化を避けながらも成果と説明責任を重視した教育行政運営を進めるべきであると思います。教育は、行政の独占物ではなく、地域と家庭、学校の信頼によって初めて成立します。制度と人の両面から教育を立て直し、子供たちが生きる力を実感し、心を見詰めながら生きる意味までも見いだすことができる社会を築くことを強く求めます。今の子供たちは、無限の可能性があります。次の壮瞥町を支える子供たちであり、日本、世界を支える子供たちです。その子供たちを守るのが今の私たちの責務ではないでしょうか。町全体で子供たちを守るいじめ防止条例の制定をお願いします、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 答弁はよろしいですか。

○6番（湯浅祥治君） はい。

○議長（森 太郎君） 次に、4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 私は、子育て応援祝金事業について質問いたします。

まず初めに、子育て応援祝金事業の内容を改めてご説明願います。

次に、出産祝い金が50万円に増額された理由はどのようなことなのか。

3番目、就学祝い金は現在5万円ですが、この祝い金の増額が必要なのではないのでしょうか。なぜなら、当町の中学生の女子生徒で入学時に約10万円ほどかかるからです。

以上をご質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 4番、毛利議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の子育て応援祝金事業の内容についてですが、壮瞥町の次代を担う子供たち

の誕生と小、中、高等学校等への就学をお祝いし、健やかで生き生きとした成長を願うとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、家庭における生活の安定に寄与することを目的としており、出産した場合は現金 40 万円と商工会商品券 10 万円、就学した場合は現金 2 万 5,000 円と商工会商品券 2 万 5,000 円を贈呈するものであります。

2 点目の出産祝い金を 50 万円に増額した理由についてですが、少子化対策は我が国全体の問題であり、当町においても非常に重要な課題であると認識しております。ここ最近の当町の出生数の減少に対して強い危機感を感じており、子供は地域の宝であり、町の子育て支援に対する姿勢として今年度から増額したものであります。町としては、出産祝い金の増額は子育ての町であることを PR していくための一つの施策であり、そのほかに行っている子育て支援策や移住、定住対策などと併せて総合的に少子化対策に取り組んでいく考えであります。

3 点目の就学祝い金の増額についてですが、小学校や中学校、高等学校等に就学する際には一定程度まとまったお金が必要なことは理解できますし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に令和 3 年度にこの制度を創設し、今年度から出産祝い金を大幅に増額したところであります。町全体の施策とのバランスや財政状況なども考慮し、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） ありがとうございます。まず、1 点目の事業内容のご説明を聞いたのですが、まだ町民の方々に認知されていない方もいらっしゃるのでは、改めてお聞きしました。どうもありがとうございました。

それと、この出産祝い金 50 万円に増額した理由についてですが、例えば国民健康保険や社会保険の適用でたしか出産の場合には国から 50 万円ほどが出ているのですが、ちょっとそれを確認したいと思うのですが、答弁願います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今毛利議員がおっしゃられたのは出産育児一時金ではないかなと思うのですが、こちらにつきましては健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産した際に出産に係る経済的負担を軽減するために支給される保険の給付でございます、原則お一人出産したときには 50 万円が支給されるもので、ただ支給されるといっても、本人に直接支給される場合もありますけれども、多くの場合は被保険者が医療機関と合意文書を交わして健康保険組合などから医療機関へ直接支払われるものとなっております。これにより、出産に病院でかかった費用については個人の負担が少なく済むという制度でございますので、うちの今やっている子育て応援祝い金とはちょっと性格の違うものであると認識しております。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 今のご説明でありましたとおり、出産のとき直接ではなくても医療機関のほうに50万円支払われると、うちの娘たちも2人いまして、そういうのを受けましてはつきり50万が出ております。だから、それほど出産時にはかからないと思います。ただ、答弁にもありましたとおり、子供たちの誕生とともに小、中、高等学校への就学も祝い、これを兼ねて、そして出産祝い金として増額しているということなのですが、実際に小学校の入学時、中学校、高校、この金額を一応見てみますと、これは文科省と、それから1つ、公益社団法人のデータがありまして、ほとんど似ているので、2つ述べなくても、中間というか、1つを述べればよいと思うのですけれども、小学校の公立で大体8万円、私立では105万円、中学校では公立では大体15万円、私立では112万円、高校では公立で35万円、私立では約80万近くがかかるわけです。答弁にありましたとおり、子育ての町であることをPRするというのであれば一時金でどんと出すよりも就学祝い金のほうでもう少し継続して支援していくほうが効果的ではないのかなと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

町長からの答弁もありましたけれども、出産祝い金の増額につきましては子育ての町であることをPRしていくための一つの施策であるということでありまして、出産祝い金を今年度から50万円、40万円の増額をしたわけですけれども、こちらにつきましては、やはり子育ての町であるということとPRするためにはある程度インパクトのある事業、施策を打ち出していきたいふうな考えもありまして、当初予算査定の間では10万円を20万円とか、そういう形での話から最終的には50万円ということで、議員の皆さんもこの話が出たときには驚かれたのではないかなと思っておりますけれども、そういった意味合いもありまして増額したところでありますし、あと出産、お子さんが1人増えると町の人口が1人増えるということとございまして、こちらは財政的には普通交付税、人口1人増えると20年から30万年間増えるというふうな試算もされておりますので、そういった形でも財政的にもいい影響があるということとございまして。

議員がおっしゃる就学祝い金を増やしたほうが、継続的にそういった支援をしたほうがいいのではないかとこのところとございましてけれども、そういった考えもできるものとは思いますが、町としましてはやはり財政的な面もありますし、施策の事業の町全体のバランスもありますので、その辺も考えながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 分かりました。では、質問は終わってしまいますが、就学祝い金、これをなぜ上げたほうがいいのかと、これ私ではなくて保護者の方にも、全員

ではないですよ、いっぱいいるからみんなに聞けませんので、ある程度聞いたらやっぱり途中での支援が欲しいなということです。また、最初出産したときにぽんともらって、それが小学校、中学校、高校に対してちゃんと貯蓄していただけるかどうかという問題も抱えています。なぜかというとなかなか物価高です。可処分所得が下がっているのですから、これ常時持っているというので、やっぱりあれば使ってしまうなと思われるので、分散したほうがよろしいのではないかなと思います。また、高校の場合は授業料もかかったり、小学校、中学校はかからないですけれども、教材費というか、授業のほかに図書費とか学用品とか、それから実習教材費だとか、それから修学旅行費とか、いろいろほかのものがかかってくるわけで、最初に10万円ほど中学校の女子生徒でかかるけれども、その後もまたずっとかかるわけです。だから、その辺のところを考えるとやはり私は途中での就学祝い金を増やしていただいたほうが良いなと思います。また、出産のときにこうやって50万円ぽんとも出ますが、今町では移住、定住を推進しています。そうすると中途移住者は50万円もらっていないのです。今いる人ももらっていないですけれども、今年度から始まっていますから。でも、途中で就学祝い金を増やしていくと移住者の方に対してもある程度支援はできるのでないかと、そういうことを考えるので、ここは1つどんと50万円を与えているところを抑えてでも中間での支援、これをお願いしたほうが移住者の方に対してもできるのではないかと。

そして、先ほど町のPRと言いましたけれども、今までいろいろ聞いて、それから先月もちょっと町外の方とお話することもありましたけれども、結構今町長やられている子育て支援政策、町外の方から見ても壮警は進んでいますねって言われています。だから、もっとそういう好感度を上げるためにも中間でぜひお願いしたいと。それと、財政的な面とかもありますけれども、財政面で考えられるのは本当に財政が困っていると、それからまたはそのほかに優先順位の事業があつてそれをしなければいけないから、今はちょっとできないことはありますけれども、先月でしたよね、管内の研修、議員研修あつたの。そのときの講師の方が壮警町の名前を挙げてくれた、ここら辺では、ここら辺の近隣の自治体の中で壮警町だけの名前を挙げてくださいますして、そしてプラス・マイナス、真ん中は一番安定しているのですけれども、そこに壮警町があるのです。その講師の方も言っていっぱいしました。壮警町は、歳入歳出うまくバランス使われていますねと、だからあんまり財政問題は関係ないのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

就学祝い金の関係なのですけれども、受け取る側としてはやはり金額が大きいほうが良い、うれしいというのは理解するのですけれども、ただ町としてもできること、できないこと、それぞれいろいろな町全体の事業のバランスもありますので、中学生

で入学するときに10万円かかるから、では10万円という話にはならないのかなというふうに思いますので、その辺は理解してほしいなと思いますし、要綱の第1条の目的にも規定されておりますけれども、お祝い金としてお配りして小中高校に上がるときにかかる費用の一部として使っていただきたいという観点のもので、そういったこともご理解いただければなと思いますが、こういったご質問、ご意見をいただきましたので、今後予算措置できるのかできないのか含めまして検討はしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） これで最後の質問になりますが、前年度はたしか出生届が9人で、壮瞥町にとどまったのは5名という説明を受けました。それからすると4名のお子さん、どこか移られたわけですね。この出産祝い金は、50万になっていますが、町に在住する年数が問われていない。とすると、去年の数でいいますと今回であれば200万円が無駄になってしまった。そういうのを考えるとやはり在住の年数の制限も考えられたほうがよかろうかと思いますが、これが最後の質問です。よろしくお願います。

○議長（森 太郎君） 答弁。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

令和6年度の出生数につきましては3名お生まれになっておりまして、議員がご指摘の対象者の件ですけれども、要綱におきましては本町に居住し、新生児の誕生日において住民基本台帳に登録されている新生児の保護者とする。ただし、新生児の誕生日から起算して6か月以内に転出した場合は除くとなっております。この期間がちょっと短いのではないかというご指摘だったのですが、確かに出産されてご家庭の事情で転出する方もいるかもしれませんが、現状においては当町におきましてはそういった方は今まで例がありませんし、例えば50万円をもらうために、言葉は悪いですが、引っ越してきて各種手続をして、それだけもらっていなくなるというのはちょっと考えにくいかなと思っておりますけれども、そういった例が出てきたら対応策も考えないと駄目かなと思いますけれども、現時点ではこの要綱のまんま行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 私のほうからは 2 点質問させていただきます。物品購入における規定を現実に合わせられないか、外国人技能実習生に住居の提供をと題して質問させていただきます。

近年の物価上昇に伴い、価格が 1 万円を超える部品が多くある。消耗品となる部品を 1 万円という価格をもって一律に備品とするのはいかがなものか。

2 つ目、近年農業分野で外国人技能実習生を雇用する事例が増加してきている。雇用に当たり、住居の提供を雇主はしなければならず、町内では民間住宅を借り上げる等で対応しているものと捉えているが、一部の雇主が町営住宅を含め町内で住居を見つけられず、伊達市内にアパートを借りて対処した事例もあると聞いており、その場合交通費の負担もあり、大変だとのことである。今後外国人技能実習生を雇用する事例は増えると思うが、町営、町有住宅を含めた対応を取るべきと考えるが、町の考えを伺いたい。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8 番、真鍋議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1 点目の物品購入に関する備品の取扱いにつきましては、壮警町財務規則において、備品をその性質または形状を変えずに比較的長期にわたって使用に耐え得るもの、原則として取得価格が 1 万円以上で耐用年数が 3 年以上のものと規定しておりますが、物品そのものの目的や使用状況などを勘案し、消耗品として判断できるものについては取得予定価格が 1 万円以上のものであっても消耗品として取得しているものもあると認識しております。今後とも物品に関する事務の遂行に当たっては財務規則に基づく取扱いとなるよう、全庁的に制度内容の情報共有を図り、共通理解の下、事務処理に努めてまいり所存であります。ご質問のありました近年の物価上昇を背景とする設定金額の適正性については、近隣自治体の動向や社会情勢等を踏まえ、慎重に検討を加えてまいり考えですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2 点目の外国人技能実習生の住居についてですが、特定技能外国人等の受入れに必要な住居の確保については現状としましては基本的には受け入れている農業者の方が所有または借りている住居に入居させているものと承知をしておりますが、苦慮していることは認識しております。町としましては、これまで農業者の方からご相談があった場合には空き家情報や民間賃貸住宅建設助成事業等の住宅関連支援策をお知

らせしてきたほか、庁内部局連携の下、制度の趣旨に反しない範囲で町有住宅の入居にも対応してきたところでございます。

議員ご質問の町営住宅、町有住宅におきましては、町営住宅には公営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅、子育て応援住宅がありますが、公営住宅の入居申込資格は出入国管理及び難民認定法第 22 条第 2 項の規定により永住許可を受けた者とし、その他の外国人についても法第 19 条の 3 第 1 項に規定する中長期在留者については地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるように努めることという国からの通達に基づき、取り扱ってきているところであります。また、町有住宅につきましては町立学校の教職員及び町の職員のための住宅になりますので、本来の入居者を阻害させないため、基本的には一般の方の入居はできませんが、町施策の一助になることが見込まれるなど町長が特に認めた場合に入居することも可能と考えております。現在町営住宅、町有住宅には永住者や中長期在留者としましては 4 件の方が入居しておりますが、今後も相談があった場合には制度に基づき対応していこうと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 1 件目の質問に関しては、財務規則に沿って庁内周知を徹底して適正な事務処理が行われることを望んでおります。

また、2 点目に関しては、町有住宅の提供ということもしてきていることもあるということですが、今後町内で住宅を見つけれなくて町外に住宅を確保して交通費も負担して雇うというようなことがないような対応は必ず取っていかねばいけないと、町側の対応として思っております。使われていない町有住宅も確かに何件かあるとは思いますが、年間通じて入居するわけではなく、こういう人たちは夏季の間だけ、夏の間だけなので、多少冬の間寒いとかなんとかという難点があっても居住できるのかなという状況にあると思っておりますので、何とか対応することをお願いしたいのですけれども、できるでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、町有住宅は町立学校の教職員及び町の職員のための住宅というものになりますので、本来の入居者を阻害させないためにも基本的には一般の方の入居はできませんけれども、そのままになりますが、町の施策の一助になることが見込まれるなど町長が特に認めた場合は入居することも可能ということでございます。ですので、誰でも入居できるというわけではないのですけれども、都度相談していただければ、今回ご質問の外国人技能実習生であれば、農業関係の実習生であれば農業部局ですとか、それが観光とか商業関係の技能実習生であれば商工観光課ですとか、そういう部署のほうにご相談いただければ、その後こちらの

住宅部局とも連携しながら対応していくということは可能ということでは考えております。ただし、あくまでも教員の住宅を阻害させないということが第一になりますので、空いているところがまずなければ入れないということと、あと基本的には休校ですとか閉校のあった地域、そういうところの地区の町有住宅というのがまずはターゲットというか、そういうところから対応していくというような形になると考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 8番、真鍋盛男君。

○8番（真鍋盛男君） 多くの外国人技能実習生を雇用している方は、民間住宅の借り上げと、それから買上げ等で対応しているものと思われます。ただ、民間住宅買上げているということであれば以外とスムーズにいくのかなと、お話は。夏季の間だけ借り上げてどうのこうのって使用するというのは、なかなか難しい状況に民間住宅に関してはあるのかなと思います。そういう状況の中で民間住宅で対応するというのも難しい状況にあるかなと思われますので、町のほうの対応としてはだけれども、そういう案件が生じた場合は何とか丸く収まるように対応していただきたいと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（森 太郎君） 答弁よろしいですか。

○8番（真鍋盛男君） はい。

○議長（森 太郎君） 次に、7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 私は、有珠山噴火避難対策と避難所運営について質問いたします。

2000年噴火から25年が経過し、いつ噴火してもおかしくない状態だと思えます。そこで、確認も含め、避難対策と避難所運営の詳細についてお聞きします。

1、避難計画では優先度①の洞爺湖温泉、壮瞥温泉団地、壮瞥温泉、昭和新山、各地区の世帯数177世帯、人数325名、避難者想定数173名となっていました。この中には各事業所の従業員は含まれているのかをお聞きします。

2、自力で避難できない方の一時集合場所が全部で18か所設けられているが、どのタイミングでバス運行を考えているのか、また所要時間はどのくらいと想定しているのか。

3、想定される役場庁舎の機能移転のタイミングと移転終了までの時間、その間の町民への対応が手薄になることが懸念されるが、移転中の町民への対応の考えは。

4、政府は、昨年12月、避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記しました。さらに、トイレの比率を男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に1つとの基準を示しました。また、避難所内

の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル、畳2畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指しますとありますが、壮警町の各指定避難所のトイレの状況とスペースの考えをお聞きます。

5、令和7年6月からキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度が開始されましたが、壮警町も積極的に取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の議員の質問にあった人数につきましては、令和5年3月に策定した壮警町有珠山噴火避難マニュアル中の数値ですが、令和4年9月末現在の住民基本台帳に基づくもので、各事業所の従業員のうち住民登録されている方を含めたものと認識しております。

2点目の自力で避難できない方の避難についてですが、避難優先度①の地区、壮警温泉、これは団地を含みますが、壮警温泉、洞爺湖温泉、昭和新山地区については気象庁が発する噴火警戒レベル2の段階で高齢者等避難の準備を行うこととしておりますが、こうした位置づけを基本として地区ごとに火山活動の推移を勘案し、町有バス等の運行を行っていく考えです。所要時間については、避難の準備にかかる時間と要支援者の個別の状況に合わせた配慮が必要と考えており、一概には申し上げられませんが、迅速で確実な避難が行われるよう、情報の共有や訓練の実施などにより関係機関との連携を強化してまいります。

3点目の役場庁舎の機能移転についてですが、地域防災計画には庁舎が被災し、使用不能となった場合または被災するおそれがある場合はそうべつ情報館iを活用することとしており、気象庁が発する情報や専門家等の助言を基に的確な判断を行っていく考えです。機能移転に要する時間については、行政サービスの停滞を最小限とするため、迅速な移転に努めるとともに、併せて住民の皆様が混乱しないよう役場機能の移転についての周知の徹底を図ってまいります。

4点目の昨年12月にスフィア基準を踏まえ、改定された自治体の避難所に関する取組指針及びガイドラインと本町の各避難所の状況についてですが、避難優先度①の地区における令和7年10月末現在の人口は男171人、女183人、計354人で、トイレは全部で18基必要になります。当該地区の避難先は、農村環境改善センターと久保内小学校としておりますが、両施設のトイレの数は男性用7基、女性用9基、多目的1基となっており、加えて電動の簡易型トイレ4台、組立て型簡易トイレ5台を所有していることから、スフィア基準を満たしているものと考えます。避難所のスペースについては、農村環境改善センターは492平方メートルで基準の3.5平方メートルを適用した場合140人、久保内小学校は514平方メートルで146人、計286人となり、対象者の80%を収容しても基準は満たす現状であり、このほか避難優先度②、③

の地区における避難も含め検証を進め、避難所生活の質の向上に努めていく所存であります。

5点目のキッチンカー等の事前登録制度の活用についてですが、災害対応車両登録制度は避難所、仮設住宅、トイレ、食事、洗濯、入浴サービスを提供できる災害対応車両を所有する事業者が内閣府に平時から登録をし、発災後被災自治体のニーズに応じて迅速に災害対応車両を提供するための制度です。被災自治体は、必要となった場合、登録事業者に個別に要請をし、使用することとなりますが、費用は災害救助法の適用となった場合、その基準に基づき最大90%の国の負担を受け、活用できることから、町としては有効な手段として活用を検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 今回の質問は、壮警町が令和5年3月に策定した有珠山噴火避難マニュアルと災害対策本部マニュアル、このマニュアルを基に質問したいと思っております、私の手元にはこの資料しかありませんので、この数字しか持っていないので、新しい数字は町で押さえていると思いますので、今日の質問はこの数字から質問させていただきますので、了解してもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、初めに質問した事業所の従業員の人数の把握というか、その部分で質問したのですけれども、このマニュアルの中の6の避難計画では、先ほど質問したように優先度が①、②、③というふうにあって、壮警温泉から昭和新山の4つの地区が優先度①ということで、世帯数が177、人数が345名ということで想定避難者数が173、これは2000年の噴火のときを参考に人口の①は50%、②は40%、③は30%ということでこの想定数字を出して、①は173ということになります。今はちょっと数字は違うと思いますけれども、その当時の計画では173ということでありました。この数字には基本台帳に載っかっている従業員は把握しているけれども、その他の従業員は把握していないということでもありますけれども、懸念されるのは壮警町に従業員が予期しない人数が来たときです。想定外の人数、これにプラス、多分観光客がいるエリアでありますので、観光客の人数も含めた人数が来るというふうに思うのです。それと、今外国人の従業員も多い、そして外国の観光客も多いということでもありますので、想定の中に壮警町が受け入れるであろう従業員の数も想定をしておかないと混乱を招くのではないかという思いで質問しましたけれども、その部分について、また2000年噴火のときの事業所の動き、どういう動きで、観光客の動き、どういう人数が避難してきたかというのも含めてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、事業所の従業員の数につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、現時点で把握はしておりませんが、先ほど議員がおっしゃったように町民とし

で載っている方々は当然町として把握はしておりますが、把握していない従業員の方々につきましても今後事業所の方々と確認してある程度人数のほうは把握していきたいなと思っております。

あと、観光客等につきましても、当時 2000 年の噴火のときには 3 月の 28 日のときに宿泊施設に宿泊ができるかどうか、宿泊のほうの受入れを取りやめるとかという話もそういう形で少しずつ動き始めて、最終的に 29、30 で、当然入ってくるお客さんもいるのですが、その方以外は皆さん観光客はいなくなったということで、当時壮瞥小学校と中学校を観光客の避難先として設けましたが、実際に 1 名しか観光客が避難されなかったということでもあります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） 混乱が起きないように、想定をして対応に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、避難計画の中の部分でちょっと詳細に何点か質問していきたいと思うのですが、確認件数が多いので 1 点 1 点確認しながら質問したいと思いますけれども、まず 1 点目に避難行動要支援者数、これが全体で 86 あります。そのうち 19 人が自宅に迎えに行くということでもありますけれども、これは一時集合場所に自力で避難できない人の人数が、自宅に迎えに行く人数 19 を引いた 67 名が一時避難集合場所に来るという想定でのこの支援者数なのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、今おっしゃった 67 の方が一時集合場所に来られるという想定でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） それでは、2 点目に、自宅に迎えに行く人数が全部で 19 名ということでもありますけれども、この対応はどういうふうな対応をするのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

19 名の方々につきましては、ご自宅に迎えに行く場合は基本的には公用車等でお迎えに行きます。ただ、場合によれば近隣や知人の方々にもご協力いただける場合もございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） 分かりました。次には確認ですけれども、この中で障害福祉

施設入居者等の9名ということで、来夢人の家、仲洞爺公民館の2か所に避難施設ということになっておりますけれども、この対象者というのが精神障害者、自宅酸素療法患者、車椅子使用者、認知症患者というふうになっておりますけれども、この対応はどのような対応をするのか確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、障害者施設の入所等の方々でございますので、事前にそちらの事業所さん等と協議を行った上、事業所さんの職員の方々と避難していただくような形で考えてございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 次に、これも確認ですけれども、福祉避難所対象者ということで全部で7名ということでありましてけれども、福祉避難所ということで蟠溪の湯人家さんと蟠岳荘さんが福祉避難所として指定されておりますけれども、この避難所に直接行けるのかどうか、どういう対応をして直接行けるのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 福祉避難所についてでございますが、現在2か所の事業所様と協定を結んでおりますが、家族等が直接送迎いただくか町のほうで福祉避難所のほうに送迎することとなります。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） これも確認ですけれども、この避難計画の中の優先度2、優先度3の避難所の項目の下のほうに、優先度②の壮瞥小学校と壮瞥中学校、子どもセンターの避難所の下のほうの項目に書いてあるのですけれども、さらに遠方へ避難が必要になった場合は伊達市大滝区施設へ避難ということを書いてありました。それと、優先度3の避難所として青少年会館、旧立香ふれあいセンター、旧蟠溪ふれあいセンター、オロフレほっとピアザということで、その下の部分でさらに避難が必要になった場合は伊達市大滝区施設へ避難ということでありましてけれども、これはどういう想定するとき、どういう状況になったときに大滝区のどこの施設に避難するということが想定されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、どのような状況になったときということにつきましては、想定人数より実際に多くの方々が増える場合、先ほどの観光客とかも含めてなのですが、そういった場合にそちらのほうに広域という形になると思います。広域の避難につきましては、先ほどは大滝のどこだという話なのですが、現在協議中ではありますが、今後大滝区の施設も含め、近隣の自治体の方々と協議を進めた

上で避難先も決めていきたいなと思っております。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 分かりました。それで、これから具体的にお聞きしたいと思いますけれども、最初に避難するのは高齢の方ということで避難行動要支援者ということのこの数字になるというふうに思いますけれども、一時集合場所に向かうときにアナウンスとして最初に高齢者の方の避難のときのアナウンスの伝達文例ということで、これ災害広報のところに書いてあったのですけれども、これにはいろいろと最初にあって、そして避難の手だてがない方は〇〇時〇〇分頃に車両が一時集合場所に行きますよと、一時集合場所はどどこ、どどこことということでお知らせすると、その後の避難指示のときも一時集合場所は何時頃に行きますよと、一時集合場所はどどこ、どどこことということで、伝達文例ということでこのとおりにはないのかもしれないけれども、一時集合場所を知らせると、何時頃に行くということで知らせるということは、ここまではいいのですけれども、その後実際に行って、何時頃最初に着いて、次の一時集合場所に何時に行っていくという、この時間帯を避難者に速やかに伝えていただけないと避難者も不安で、一時集合場所に行っても誰も来ないとか、どうだというちょっと不安に思うようなこともあり得るのではないかなと思うので、計画にはその場所で消防なり職員が待機して待っているということも書いてありましたけれども、伝え方、一時集合場所には何時に来ますけれども、何時にここにきて何時に出発しますということを伝える手段を示してもらいたいなと思うのですけれども、その考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 伝える手段につきましては、まず速やかに避難しなければならない方々に避難していただくためには、事前に町のほうとしても要支援の名簿等もしっかり整理した上で事前に避難される方を把握した上、それを努めて、防災行政無線、あと電話等で到着時間の伝達に努めて、議員おっしゃるように速やかな避難できるようにということで進めていきたいと思っております。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） その点は、確実に住民の方々が不安にならないような形でしっかり避難誘導していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次に想定される役場庁舎の機能移転についてですけれども、答弁のようにしっかりそのタイミングを計って移転してもらいたいというふうに思いますけれども、2000年噴火と大きな違いは職員数が減っているということだと思うのです。やはり迅速に機能移転するためには短時間で機能移転ということが大事だと思うのですけれども、それには人数的に大きな人数、いっぱい的人数で一気にやるのが望ましいかなと思うのですけれども、2000年のときの職員数と今の職員数、どのくらい減っているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

2000年のときの一般の事務職員につきましては当時は93名、現在の職員数については73名で、2000年の噴火のときより20名ほど減少してございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 20名減ということですので、迅速に移転するのも大変なことが想定されますけれども、マニュアルにも書いてありますけれども、移転のときに支援をして、たくさんの人数の中で一気に移転するという意味でも自衛隊とか消防とかの人員を協力を要請してやるべきでないかなというふうに思いますけれども、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

基本的には職員が行うことになるのですが、状況によって、このマニュアルにも書いておりますし、ただいま菊地議員もおっしゃいましたが、自衛隊の方とかその場で協力していただける状況であればそういう形でお願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 了解しました。それでは、次に避難所運営について質問したいと思いますけれども、何点か確認していきたいと思います。

まずは、1点目に、先ほどの答弁でも農村環境改善センターと久保内小学校のスフィア基準は満たしているということでは受けましたけれども、そのほかの指定避難所のスフィア基準はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） そのほかの避難所につきましてもある程度の基準は満たしているということで、不足の分に関してはもともと持ち得ている資材等でカバーしていきたいなと思っております。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 次に、車中泊の対応はどういう考えを持っているのか。懸念されるのは、車中泊によってエコノミー症候群だったり熱中症だったりということ等懸念されますけれども、車中泊の避難者の対応はどういう対応を取るのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまのご質問ですが、エコノミー症候群、熱中症等のリスクもありますが、ただプライバシーの確保の関係とかもありまして、やはり今の時代車中泊をしなければならないという方々とか、そういう対応は今後していかな

ければならない。前回の噴火のときにはそこまではなかったかと思うのですが、今後は車中泊も必要だという場合には、その際にはエコノミー症候群の対策として体操とか水分補給、服装とか、熱中症に関しては水分補給とか換気、遮光等の対策を促すとか、健康の被害にならないように周知とか、健康管理に努めるように支援していきたいと考えてございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） これも確認ですけれども、今現在の段ボールベッドの数の状況と段ボールベッドの当たらない方はどのような対応をするのか確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 段ボールのベッドの台数につきましては179台、それと併せて簡易間仕切り式の段ボール畳というのが86セットございます。ただ、今後も活用したり、段ボールベッド以外に代用できる方法がないかなども検討して、当たらない方ということがないように避難所で対応していければなと思っております。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） これは確認とちょっと不安材料なのですけれども、旧久保内保育所が物資の集積場所に指定されています。それと、併せてペットの保護施設にもなっているのですけれども、これは両方対応できるのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 旧久保内保育所につきまして状況により両方を一緒に対応するという事は難しいことも考えられますが、実際ほかの備蓄、集積場所も数か所設けておりますので、それらと併せながら状況状況で対応していきたいと考えてございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、具体的にちょっと突っ込んで質問しますけれども、今度はペットの同行避難、それについて質問したいと思いますけれども、今はペットが家族同様という形で皆さんペットを飼われているというふうに思いますけれども、実際に壮瞥町の状況としてペット数がどの程度いるのかというのはなかなか難しいと思いますけれども、犬であればペットがどのぐらいいるかという把握はできると思うのですけれども、その把握はされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

登録されている犬の頭数ですが、頭数につきましては55頭、これは11月末現在なのですが、55頭でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） これ55頭、細部にわたって分かりますか。①、②、③の優先度のこの配分、頭数というのが分かれば教えてもらいたい。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 細部の頭数につきましては、優先度1の地域で飼われている犬につきましては12頭、優先度2につきましては30頭、優先度3につきましては13頭、合計で55頭でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 犬だけでも55頭ということでありますので、猫も含めたらプラス55頭いるのではないかなと想定されますけれども、ペット同行避難ということでは壮警町の計画の中でも同行避難をするということを書いてありますので、同行避難は進めていくというふうに思うのですけれども、環境省が出している人とペットの災害対策ガイドラインの中には文言としてペット同行避難の必要性について、被災地には何より人命が優先されるが、近年ペットが家族の一員であるという意味が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは動物愛護の観点のみならず飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であるということを書いてあります。先ほども言ったように計画でも壮警町も同行避難をしてくださいということを書いてありますので、同行避難するというふうに思いますけれども、その一方で動物が苦手な人やアレルギーの方の配慮もしないと駄目だということでありますので、避難のときの混乱を避けるためにもその後の環境の面にとってもやはり決まりをつくっておかないと駄目かなというふうに思うのです。それで、先ほど言った環境省の人とペットの災害対策ガイドラインを参考に各施設の基本ルールとなるペット同行避難マニュアルをつくるべきでないかなというふうに思うのですけれども、それについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまのご質問ですが、議員おっしゃるとおり、ペットは同行避難というのが今現在必要だということでは思いますが、ただやはり先ほど議員もおっしゃっていたとおり動物が苦手な方もいらっしゃいますし、またアレルギーの方も当然いらっしゃいますので、その方々の配慮とかも当然必要でございます。今おっしゃったとおり、環境省が出されている人とペットの災害のガイドラインというのが、先ほどもおっしゃっていましたが、そちらを参考に、町内でも必要でありますので、そちらのマニュアルというか、それを参考にある程度一定の形は決めておかなければならないのかなと思っておりますので、今後そのような形で努めていきたいかなと思っております。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これで最後の質問にしますけれども、先ほど最初の質問でキッチンカーとかトイレトレーラーの事前登録制度を活用してはどうかということで質問しました。それで、前向きに検討して使っていきたいということでありますので、これは進めていただきたいと思います。

もう一つ、ボランティアの受入れです。それをどうするかということで、壮警町の計画の中にもボランティアの連携計画というのがあると思うので、それを進めていただきたいというふうに思いますけれども、何せ2000年からもう25年、今後いつ噴火するか分からない中で壮警町の高齢化率というのがかなり上がっている。2000年のときは高齢化率が16.7%だったのですけれども、令和7年の高齢化率は41.3%ということでありますので、2000年のときの避難所の運営どおりにはなかなかいかないのかなというふうに思います。そういう意味では、ボランティアを要請することがいいのかなというふうに思いますけれども、そういう意味で今年度から被災者援護協力団体の登録制度ができたのですけれども、それを活用して平時のうちからボランティアとの連携を図っていくことがいざ避難所開設して運営する上でスムーズに行くことにつながるというふうに思うのですけれども、これは避難所の環境改善の案として提案したいと思いますけれども、このボランティアの協力関係の進め方について質問させてもらって私の最後の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ボランティアにつきまして、2000年の噴火のときには当時ボランティアの方をお願いするということはありませんでしたが、ただいま議員おっしゃったように被災者援護協力団体の登録制度というのが今年災害対策基本法の改正によって国のほうで創設された制度だということで私も認識しておりますが、この制度を今後、ただいまおっしゃったように平時から訓練、連携を通じて支援の方向性を効率向上を目指して町としても活用のほうを検討していければなと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は14時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第47号ないし議案第54号及び諮問第1号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第47号ないし議案第54号及び諮問第1号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和7年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第47号から議案第54号までの8件、諮問第1号の1件、合計9件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。

議案第47号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について。

下記の者を壮警町情報公開・個人情報保護審査会の委員に任命したいので、壮警町情報公開・個人情報保護審査会設置条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

本件については、現委員の任期が本年12月17日で満了となるため、次期委員について議会の同意を求めるものであります。このたび選任する委員は、中山雄三氏、富田るみ氏、毛利修二氏、小松正明氏の4人ですが、中山氏、富田氏については再任、毛利氏、小松氏については新任となります。新任の毛利氏は、金融、医療機関の勤務経験があり、現在は壮警町商工会事務局長を務めており、小松氏は元役場職員で行政事務に精通していることから、いずれの委員におかれましても個人情報の取扱い等についての識見を有していることを踏まえ、審査会委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件の提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 収君） 引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。

2ページになります。議案第48号 議決事項の一部変更について。

令和7年6月6日第2回定例会において議決を得た（議案第27号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「9,625万円」を「9,721万8,000円」に変更する。

本件につきましては、令和7年第2回定例会で議決を得た国道453号上久保内農業用水道移設工事の工事請負契約になりますが、凍結防止のための保温管設置工事におきまして既設温泉管が近接していることが判明し、既設温泉管をかかわすため保温管を延長する必要が生じたこと、また法面中腹での工事に当たり施工用機器の運搬作業が必要となり、運搬に使用した法面を復旧するための張り芝を追加することなどにより、契約金額を変更するものであります。

次に、3ページになります。議案第49号 壮警町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

壮警町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のと

おり制定する。

本件につきましては、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供を月一定時間までの利用可能枠で就労要件を問わず通園を可能にする乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月から全国の自治体で実施されることに伴い、児童福祉法の規定に基づき、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、当町における民間事業者が乳児等通園支援事業を行う場合の認可の基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

条例の概要であります。この条例は第1条から第28条までの28条立てとなっております。

第1条では条例の趣旨について定めております。

第2条では乳児等通園支援事業において子供の良質な育成環境を保障することについて、第3条では町長は乳児等通園支援事業者に対し、設備及び運営を向上させるよう勧告できること、また町は最低基準を常に向上させるよう努めることについて、第4条では乳児等通園支援事業者は最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならないこと、また最低基準を理由に設備または運営を低下させてはならないことについて定めております。

第5条では乳児等通園支援事業者の一般原則について、第6条では非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に対する計画の策定及び避難訓練等の実施について、第7条では利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないことについて定めております。

第8条では、事業所外での活動等において自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について定めております。

第9条では乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について、第10条では職員は必要な知識及び技能の習得、維持、向上に努めること、また職員に対する研修の機会の確保について定めております。

第11条では他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待等の防止について定めております。

第14条では利用乳幼児が使用する設備等については衛生上必要な措置を講じることについて、第15条では食事の提供を行う場合は調理機能を有する設備を備えなければならないことについて定めております。

第16条では乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めることについて、第17条では乳児等通園支援事業所に備える帳簿について、第18条では職員の秘密保持等について、第19条では保護者等からの苦情への対応について定めております。

第 20 条では乳児等通園支援事業は一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用品乳児等通園支援事業の 2 類型とすることを定めており、余裕活用品乳児等通園支援事業は保育所等において利用児童数が定員に満たない場合に定員を超えない範囲で乳幼児を受け入れるもので、一般型乳児等通園支援事業は余裕活用品乳児等通園支援事業に該当しないものとするについて定めております。

第 21 条では一般型乳児等通園支援事業を行う事業所における保育室等の面積や必要な設備についての基準を定めております。

第 22 条、議案集 11 ページに飛びますけれども、第 22 条では一般型乳児等通園支援事業所には町長が行う研修を修了した保育士等を置かなければならないこと、また乳幼児の各年齢に対する最低限の職員の数について定めております。

第 23 条では乳児等通園支援は利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供することについて、第 24 条では保護者との連絡について定めております。

第 25 条では余裕活用品乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について定めております。

第 26 条では第 23 条の乳児等通園支援の内容及び第 24 条の保護者との連絡に関する規定は、余裕活用品乳児等通園支援事業に準用することについて定めております。

第 27 条では本条例において書面で行うことが規定または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることについて定めております。

第 28 条ではこの条例の施行に必要な事項については、別に定めることとしております。

附則では、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続いて、14 ページになります。議案第 50 号 壮瞥町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本条例につきましては、近年の電気料金等の値上げや北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げ、近隣市町等の同種施設の運営状況を勘案し、一部の公共施設に係る条例について所要の改正を行うものであります。

条例の概要であります。第 1 条は壮瞥町生き生き広場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げに準じて、同条例第 17 条別表に規定するゆーあいの家利用料金の入館料のうち、1 回券の大人料金 450 円を 500 円に、小人料金 140 円を 150 円に、幼児料金 70 円を 80 円に、回数券の大人料金 4,500 円を 5,000 円に、小人料金 1,400 円を 1,500 円に、幼児料金 700 円を 800 円に改め、電気料金等の値上げを踏まえ、ゆーあいの家利用料金の貸室料 1,500 円を 1,900 円に、壮瞥町郷土史料館・横綱北の湖記念館利用料金の入館料のうち、大

人の個人利用料金 250 円を 350 円に、団体使用料 200 円を 300 円に、小人の個人利用料金 100 円を 150 円に、団体使用料 80 円を 100 円にそれぞれ改正するものであります。

第 2 条は壮瞥町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第 21 条として指定管理者は利用者が利用許可の取消しもしくは変更を申し出た場合または許可を受けた施設を利用しなかった場合はキャンセル料を徴収することができる規定を追加するとともに、電気料金等の値上げを踏まえ、同条例第 17 条別表に規定する 1 時間当たりの利用料金及び宿泊研修の利用料金をそれぞれ改正するものであります。

第 3 条は壮瞥町森と木の里設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第 22 条としてキャンセル料を徴収することができる規定を追加するとともに、電気料金等の値上げを踏まえ、同条例第 18 条別表に規定する利用料金のうち、展望塔内天体観測室及び屋外施設に係る町外利用者の利用料金をそれぞれ改正するものであります。

第 4 条は壮瞥町野営場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第 22 条としてキャンセル料を徴収することができる規定を追加するとともに、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げに準じて、同条例第 18 条別表第 2 に規定する利用料金のうち、来夢人の家の入館料 1 回券及び回数券の料金をそれぞれ改め、電気料金等の値上げを踏まえ、貸室料 1,500 円を 1,900 円に改め、近隣の類似施設の料金等を勘案してテントサイトの利用料金の大人料金 700 円を 1,200 円に、小人料金 400 円を 500 円に改め、サイト使用料としてテント及びタープ 1 張り当たり 1,000 円を追加し、専用サイト内に車両を乗り入れる場合の入車料金の規定を削除する改正を行うものであります。

第 5 条は壮瞥町パークゴルフ場設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、近隣の類似施設の料金等を勘案して、同条例第 17 条別表に規定する利用料金のうち、町外利用者の 1 日券 300 円を 400 円に、1 月券 2,800 円を 4,000 円に、同日に町営浴場または横綱北の湖記念館を利用する場合の料金 200 円を 300 円にそれぞれ改正するものであります。

第 6 条は弁景地域間交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、第 23 条としてキャンセル料を徴収することができる規定を追加するとともに、電気料金等の値上げを踏まえ、同条例第 19 条別表に規定する 1 時間当たりの利用料金及び宿泊研修の利用料金をそれぞれ改正するものであります。

第 7 条はそうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、電気料金等の値上げを踏まえ、同条例第 7 条別表に規定する使用料のうち、多目的広場の青空市場サイト及びプレハブ冷凍庫の使用料をそれぞれ改正するものであります。

第 8 条は久保内ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正するも

ので、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の引上げに準じて、同条例第 17 条別表に規定する利用料金のうち、1 回券及び回数券の料金をそれぞれ改正するものであります。

附則第 1 項では、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

また、経過措置として、第 2 項では改正前の各条例の規定により施行日以後の当該施設の利用の許可を受けた者は改正後の規定により利用の許可を受けた者とみなし、この場合における利用料金については新条例に規定する利用料金を適用することとし、第 3 項では新条例の施行日の前日までに購入した回数券は新条例の規定による 1 回当たりの料金との差額を旧券とともに現金で支払うことで使用することができることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、21 ページになります。議案第 51 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 49 億 6,607 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 7,819 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 4,427 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。30 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 320 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費の光熱水費になりますが、燃料単価の高騰、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の上昇等による電気料金の値上げや気象状況の変化による冷暖房機器の電気使用量が増加したことにより 10 月末現在の電気料金が前年度比で 21%増加しており、既定の予算では不足が生じる見込みであることから、必要な経費を計上するものであります。

企画費、企画費で 1,074 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加が見込まれ、返礼品の手配など事業執行に要する経費に不足が生じるため、ふるさと納税特産品で 737 万円、ポータルサイト決済手数料及び中間事業者業務手数料で 262 万円をそれぞれ計上するものであります。定住促進・まちづくり推進事業の持ち家住宅取得奨励交付金で 20 万円、空き家改修・整理補助金で 55 万 2,000 円のそれぞれ追加となります。当初予算において持ち家住宅取得奨励交付金は 4 件 400 万円を計上しておりますが、現時点で 5 件の利用が見込まれ、また空き家改修・整理補助金は 2 件 60 万円を計上しておりますが、現時点で 5 件の利用が見込まれるため、既定の予算では不足が生じることから、必要な経費を計上するものであります。

ふるさと応援基金費で1,001万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加が見込まれるため、計上するものがあります。

統計調査費、委託統計費の統計調査になりますが、指定統計調査調査員報酬で34万1,000円の追加となります。令和7年国勢調査の指導員及び調査員に係る道の報酬単価引上げに伴い、既定の予算では不足が生じることから、必要な経費を計上するものであります。消耗品費で34万1,000円の減額となります。実績を見込み、整理するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で37万5,000円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い、整理するものがあります。

後期高齢者医療費で102万5,000円の追加となります。その内訳になりますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の療養給付費負担金で278万6,000円の追加となります。令和6年度負担金の確定に伴い、整理するものであります。後期高齢者医療特別会計繰出金の事務費繰出金で56万6,000円、保険基盤安定繰出金で119万5,000円をそれぞれ減額するもので、いずれも後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、整理するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で66万円の追加となります。出産・子育て応援給付金事業の西いぶり広域連合負担金（電算）になりますが、従来のお産・子育て応援給付金事業が令和7年度からは妊婦のための支援給付事業に変更となったことに伴い、健康管理システムの改修費を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費で5,000円の追加となります。各種がん検診事業経費の西いぶり広域連合負担金（電算）になりますが、子宮頸がん検診システム導入に伴い、健康管理システムの改修費を計上するものであります。

清掃費、じんかい処理費で9万円の追加となります。じんかい処理管理になりますが、計画期間が令和7年度までとなっている壮警町一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たり、廃棄物適正処理等推進審議会を開催する必要があるため、3回の会議開催に必要な委員6人分の報酬で7万2,000円、費用弁償で1万8,000円を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業委員会費で50万円の追加となります。農業委員会一般の地域計画（現況地図）更新委託料になりますが、地域計画の現況地図を更新するため、農業委員会サポートシステムへの必要な農地台帳データの移行等に要する経費を計上するものであります。

林業費、林業振興費で77万1,000円の追加となります。有害鳥獣関係の害獣駆除委託料になりますが、アライグマの駆除件数が大幅に増加しており、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

土木費、河川費、河川総務費で5,000万円の追加となります。河川維持経費の大川河川改修工事になりますが、9月13日の大雨により被災した普通河川大川の護床、護岸整備工事に係る工事請負費を計上するものであります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で75万円の追加となります。その内訳になりますが、社会体育推進事業の各種スポーツ大会参加補助金で60万円の追加となります。ダブルダッチや壮瞥ジュニアバドミントン等において今後も全道大会や全国大会への出場が見込まれており、既定の予算では不足が生じることから、必要な経費を計上するものであります。体育施設整備運営事業の光熱水費で15万円の追加となります。青少年会館の電気料金になりますが、電気料金の高騰や施設の利用時間の増加に伴い、既定の予算では不足が生じる見込みであるため、必要な経費を計上するものであります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で6万4,000円の追加となります。国、道支出金返納金（住民福祉課所管分）になりますが、令和6年度の事業完了に伴い実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

続いて、28ページになります。歳入になります。国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で33万3,000円の追加となります。出産・子育て応援交付金になりますが、健康管理システムの改修費に対する国庫補助金を計上するものであります。

衛生費補助金で2,000円の追加となります。HPV検査単独法に伴う健康管理システム改修補助金になりますが、健康管理システムの改修費に対する国庫補助金を計上するものであります。

教育費補助金で4万3,000円の追加となります。要保護児童生徒援助費補助金になりますが、要保護世帯に支給した修学旅行費分の就学援助費に対する国庫補助金として小学校費補助金で8,000円、中学校費補助金で3万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で89万7,000円の減額となります。保険基盤安定拠出金になりますが、後期高齢者医療特別会計繰出金に対する道負担金を減額するものであります。

道補助金、農林水産業費補助金で26万8,000円の追加となります。農地利用最適化交付金になりますが、農業委員会一般の地域計画（現況地図）更新委託料に対する道補助金を計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で2,020万円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金では2,000万円の追加で、実績を見込み、計上するものであります。企業版ふるさと納税寄附金では20万円の追加となりますが、1法人からの寄附金を計上するもので、寄附法人の意向により防災諸費一般経費に活用することとし、当該事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で894万3,000円の追加となります。一

般財源の調整となります。

町債、町債、総務債で 70 万円の減額となります。公共施設等 LED 化改修事業で 200 万円の減額、指定避難所 LED 化改修事業で 130 万円の追加となります。それぞれ事業費の確定に伴い、整理するものであります。

土木債で 5,000 万円の追加となります。大川災害防止対策事業の大川河川改修工事の実施により追加するものであります。

なお、33 ページにあります給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、22 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、24 ページになります。第 2 表、債務負担行為補正につきましては、いずれも令和 7 年度から令和 8 年度の期間において、幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料、限度額 4 億 3,789 万 9,000 円、中学生フィンランド国派遣事業委託料、限度額 3,423 万円の 2 件について追加するものであります。

25 ページの第 3 表、地方債補正では、変更で、公共施設等 LED 化改修事業、限度額 2,750 万円を 2,550 万円に、指定避難所 LED 化改修事業、限度額 1,700 万円を 1,830 万円に、大川災害防止対策事業、限度額 600 万円を 5,600 万円にそれぞれ変更するものであります。

続きまして、34 ページになります。議案第 52 号 令和 7 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 7 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 8,730 万円に歳入歳出それぞれ 560 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,290 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。38 ページになります。基金積立金、基金積立金、基金積立金で 537 万円の追加となります。国民健康保険事業基金積立金になりますが、前年度の繰越金のうち、歳出追加分に財源充当した残りの額を基金に積み立てるものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、その他償還金で 23 万 9,000 円の追加となります。令和 4 年度及び令和 6 年度の特別交付金申請額に錯誤があり、過大に交付を受けていた交付金を返還するものであります。

歳入では、繰越金、繰越金、繰越金で 560 万 9,000 円の追加となります。令和 6 年度の繰越金を計上するものであります。

なお、35 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、39 ページになります。議案第 53 号 令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 6,060 万円から歳入歳出それぞれ 14 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,046 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。43 ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で 14 万円の減額となります。その内訳になりますが、事務費負担金で 56 万 6,000 円の減額となります。北海道後期高齢者医療広域連合の令和 5 年度事務負担金の再確定及び令和 6 年度事務費負担金の確定に伴い、整理するものであります。保険料等負担金で 42 万 6,000 円の追加となります。令和 7 年度の額の確定に伴い、整理するものであります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で 56 万 6,000 円の減額となります。令和 5 年度の事務負担金の再確定及び令和 6 年度の事務費負担金の確定に伴い、整理するものであります。

保険基盤安定繰入金で 119 万 5,000 円の減額となります。令和 7 年度の保険料等負担金の確定に伴い、整理するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 162 万 1,000 円の追加となります。令和 6 年度の繰越金を計上するものであります。

なお、40 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、44 ページになります。議案第 54 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 5,358 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 180 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,538 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。49 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 40 万円の追加となります。西いぶり広域連合負担金（電算）になりますが、令和 8 年 4 月施行の介護保険制度の改正に対応するため、介護保険システムの改修費を計上するものであります。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービ

ス事業費で 140 万円の追加となります。要支援者サービス利用負担金になりますが、要支援の認定者の増加により訪問型サービス及び通所型サービスの利用者数が増加したため、既定の予算では不足が見込まれることから、必要な経費を計上するものであります。

続いて歳入、前のページ、48 ページになりますが、歳入では、保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 32 万 2,000 円の追加となります。特別徴収保険料になりますが、介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、計上するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 35 万円の追加となります。介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う国庫補助金を計上するものであります。

介護保険事業費補助金で 20 万円の追加となります。介護報酬改定等に伴うシステム改修事業になりますが、制度改正に伴う介護保険システムの改修費に対する国庫補助金を計上するものであります。

支払基金交付金、支払基金交付金、地域支援事業支援交付金で 37 万 8,000 円の追加となります。介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う社会保険診療報酬支払基金の負担分を計上するものであります。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 17 万 5,000 円の追加となります。介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う道補助金を計上するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で 17 万 5,000 円の追加となります。介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴う繰入金を計上するものであります。

その他一般会計繰入金で 20 万円の追加となります。事務費繰入金になりますが、介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修費に係る繰入金を計上するものであります。

なお、45 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、50 ページになります。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

本件につきましては、本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されております佐長泰教氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、札幌法務局長から後任候補者の推薦について依頼がありましたので、佐長氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

佐長氏は、平成 23 年 4 月から継続して人権擁護委員として相談活動に積極的に取

り組んでおり、人権擁護委員として適任者であると考えておりますことから、同氏を推薦するものであります。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月12日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和7年壮警町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年12月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第47号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任
について
- 日程第 3 議案第48号 議決事項の一部変更について
- 日程第 4 議案第49号 壮警町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第51号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第7号）に
ついて
- 日程第 7 議案第52号 令和7年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第 8 議案第53号 令和7年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）について
- 日程第 9 議案第54号 令和7年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第
2号）について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて
- 日程第11 議案第55号ないし議案第59号について
- 日程第12 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	柴田曆章	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 菊地敏法君 8番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第47号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第47号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 第47号の選任について以下質問いたします。

壮警町情報公開・個人情報保護審査会設置条例によって、前回の選任は皆さんご承知のとおり令和4年12月開会の第4回定例会議案として第61号で委員の選任同意を求められ、全員再任と議決し、今回12月18日で任期満了となるための議案提案です。そこで、私は今回選任同意を求められている皆さんを過去の議案等で調べてみますと、平成10年、すなわち1998年から実に27年間委員として務められている方、同じく今回再任同意を求められなかった方の中に平成13年、すなわち2001年から24年間委員として務められた方も見受けられます。今回継続して再任2名、新任2名の提案ですが、この選任提出に当たり、どのような視点で委員選任同意を求められたのか基本的な考えについて伺いたいと思いますし、現在のこの審査会の委員長はどなたが務められているかについても併せて伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今回の選任につきましては、今回は再任お二人、新任2人という形になっておりますが、今回お願いした方は、今議員おっしゃったとおり平成10年からやっていたり、実際にやっていたり、ほかの委員とかもやっていたりしながら

着実な形でやっていただいている方でありましたので、その方2名を替えてしまうという理由も特に感じなかったので、お願いすることになりました。新任の方につきましても、今回2名の方が退任されるというご意向だったものですから、ほかの方をお願いすることにして、その方々につきましても履歴にもありますとおりのりろんなご経験もあって、今回情報公開の保護の審査委員として適任だということをお願いすることになりました。

会長につきましては今までも中山雄三氏をお願いしております、そういう形で今までも進んでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 経緯は分かりましたし、現在の委員長も分かりました。そこで、壮警町は条例に基づく多くの各種委員の選任お願いしております。今回の同意を求められている中にも他の条例で定めた規定によって選任されている委員、ダブっている方もありますし、また令和6年第2回定例会の議案である委員会の委員の補充について提案された中に今回新任されている方が名を連ねているのです。そのように同じような人が、多くの条例で定めている職務をお願いしたり、また就く候補者としております。小規模な町でその道に精通した人材を求めることは難しいことは分かりますけれども、特定の人が幾つもの委員を務める、お願いするのではなくて、その委員の職務内容について十分な知識がもし不足していても特定の人が幾つもの条例に定める委員を兼務することは避けるべきでないか。もしその方知識が十分になくても、委員活動の中でいろいろなことを知っていくことがやはり人材育成にもつながるのでないかと思うのです。そういう観点から、できるだけ特定の人だけをお願いするのではなく、もっと幅広く考えて委員をお願いし、まちづくりに参加してもらうことが私は必要でないかなと思いますけれども、このような考えは間違っているかどうか、理事者の考えを伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

ほかの案件でも同様の質問を、質問というか、考え方をお聞きしたことがありますけれども、佐藤議員おっしゃるように人口の少ない中のことでありますし、十分その環境は理解されていることと、このように思っているところでありますが、人口少ない中で各種委員会をお願いするに当たって、やっぱり選考に当たっては経験となりわいをそれぞれお持ちの方をお願いする機会が多いわけでありまして、ご協力いただけるかどうかということも確認をさせていただかなければいけないですし、そうしたことで委員会等の運営についても円滑に行っていく、総合的な観点からいつも考え方を整理をしてお願いをし、再任の方には再任していただいて、新任の方には十分説明をしてお引受けをいただく、選任の議案として提案をするということでもありますので、

おっしゃっている意味はよく理解をしながら、今後も選任に当たっては同意が必要なものの、町政の中において各種委員会の委員の選任に当たっては議員がおっしゃる観点も含めてこれからも選任をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければ幸いです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 48 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 48 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 議決事項の一部変更について、理解を深める上で以下質問いたします。

7 年第 2 回定例会で議案第 27 号で今回の議決事項の一部変更に関わる工事契約の締結について提案されて、議決しております。そのとき私はいろいろと工事内容等について質問をして、答弁をいただいておりますので、その時点の内容等については理解しているつもりです。そこで、以下、まず 3 点あるのですけれども、この工事の完成はそのときの議案説明の中で 8 年 3 月 13 日ということの説明がありましたが、この工事は現在どの程度進んでいるのか、1 点目。

2 点目、今回の議決事項の変更が必要と分かったのはどの時点か、何月頃か。

それから、工事全体の水道管移設は第 2 回定例会の質疑の中で 600 メートル程度ということが分かりました。そこで、今回必要な移設保温管の延長は 600 メートルのうちどの程度が変更になるのか、最初にその点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず最初に、今現在どこまで進んでいるかというところでございますが、細かいはずきりどこまでというのはないのですが、順調に進んでいまして 3 月 13 日の期限

は変更ございません。

それから、今回変更が分かった時期というところでございますが、こちらにつきましては11月に変更の関係の手続等をしております。

それから、今回の変更部分につきまして600メートルのうちのどの程度なのかというご質問だったかと思いますが、こちら600メートルの何メートルという変更ではございませんで、まず保温管の延長が伸びたという部分がございます。こちらにつきましては旧線路敷地内に布設する農業用の水道管におきまして一部箇所凍結のおそれがあるということで保温管を設置することとしておりました。その部分につきまして既設の温泉管が近接していることが判明しまして、そちらの既設温泉管をかわすために保温管の延長が伸びたというものが1つでございます。もう一つにつきましては、蟠溪市街地から町道蟠溪橋を渡ったところの左手の法面の中腹にあります既設管と新設管をつなぐ工事箇所において、こちらに施工用機器の運搬が必要になりまして法面を重機で往復したというところで、その法面の原状復旧が必要になりまして張り芝の面積が増えた、こちらが主な理由となっております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 概要は理解しました。そこで、北海道はこれから、今日も大変雪が降りましたし、蟠溪も降っているのでないかなと思うのです。そこで、3月13日までの工期の間に今説明のありました芝張り、これは私本当に素人で分からないのですけれども、冬期間このような芝張りというのはきちっとできるのかどうか。この提案説明を読んで、また聞いて思うのですけれども、これはどうなのでしょう。冬期間芝張りやって大丈夫なのかどうか、これについてももしも分かれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちら芝張りにつきましては、今回工事を進めていく上で期限内に完成させるというところでございまして、そういった意味で冬ではできない部分等につきましては事前に対応しているというところでございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 49 号 壮瞥町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号 壮瞥町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 50 号 壮瞥町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 何点かあるのですが、まず最初に今回の料金改正で各施設で新たにキャンセル料の徴収が追加されております。今回キャンセル料を徴収する施設で今まで運営してきてキャンセルされた状況、現状について施設ごとにどの程度あったのか、そしてキャンセルによって予定していた料金がどの程度入らなかったのか、もしお手元に資料等があれば説明を願います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

最初の質問がどのような状況だったかという部分だと思うのですが、まずキャンセ

ルが発生したのが当町で押さえているのは1か所、仲洞爺キャンプ場なのですが、仲洞爺キャンプ場につきましては実際キャンプ場を予約はしているのだけれども、無断でキャンセルが発生したということがありましたので、それが何点か同じような場所と同じようなタイプがあったものですから、それが経営にちょっと及ぼしたということがありましたので、今回キャンセル料を取るような形になりました。ほかの施設につきましては特にそういう案件はないのですが、やはり1か所でもそういうキャンセルが発生して経営に及ぼしたという案件がありますとほかの施設にも同じような案件があるのではないかとということで、今回各施設においてキャンセル料ということで設定しました。

なお、キャンセル料それぞれどれぐらい料金かということは、そこまでは押さえておりませんので、今回そこまで押さえていないという状況でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） キャンプ場だけがそういうキャンセルがあってという説明ですけれども、ほかの施設ではないのです、今のところない。だから、ほかにも及ぼすというのは、利用者にとってそういう利用申込みは信頼関係でやって、やむを得ずそれを利用できなかった、それがその施設の経営に大きな影響があるというのであれば私は徴収するのによいと思うのですけれども、何か1つの事例を取り上げて、今回提案されているいろいろな施設に応用というか、持っていくのはちょっとむちゃな提案でないかなと思います。それが1点目です。

それから、壮警情報館の関連で別表が示されておりますけれども、改正のほう、19ページの下のほうですけれども、その項について質問したいと思います。3で青空市場サイトの1日当たりの使用料、1区画1日当たり5,200円という数字が改正で示されておりますけれども、この5,200円の1区画というのはどのくらいの面積を指しているのか、そして今まで4,000円で使用されていたようですけれども、この青空市場のサイトの使用はどの程度あったのか、その点についてまず2点目で伺いたと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今議員のほうから仲洞爺キャンプ場だけの案件でほかの施設にもキャンセル料を取るのはいかがなものかというご質問だと思うのですが、仲洞爺キャンプ場ではキャンセル料、ほかのところも出ていないとしても今後出た場合にやはり指定管理者の方々に影響を及ぼす可能性は十分あり得ると思います。その関係もございまして、今回横並びという話はちょっとおかしいのですが、同じくやることによって今後各指定管理者の皆さんが収益を少しでも減らすことなく対応ができるのかな、安心した経営がしていけるのかなということでキャンセル料ということを各施設において設定することにいたしました。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 2つ目のご質問については、私のほうからご答弁申し上げます。

情報館の青空広場の面積でございますが、何メートル掛ける何メートル、何平米というのはこの場ではちょっと申し上げられないのですけれども、情報館の隣のインターロッキングのある、よくテントを立ててそこで物販を売っているあのスペースのことを指してございます。そこは、壮警町の農産物等の魅力を発信する拠点として屋外での市場を出店者に利用いただいて、そういう目的で制定された場所でございます。昨年度の実績で23件、23日の使用実績がございます。この青空広場につきましては、指定管理者との協定に基づきまして利用料金については申請料金を減額または免除することができるということが決められていまして、言わば壮警町の農産物の情報発信をしていただいているという方についてはほぼ減免という形で町内の農園の方であったり、それから収穫祭の実行委員会であったりという方々に貸し出しているのが大半でございます。ほぼ減免という扱いで去年については実施しているところでございます。先ほど総務課長のほうからご答弁ありましたけれども、利用者が例えば壮警以外の方とかという方が来たときにいただく料金については諸般の昨今の状況を勘案しまして一律に値上げさせていただいているというようなことでございまして、そういった意味では町内の農産物を発信していただく方については影響はほぼ及ばない、これから起こり得るであろうということを想定しての料金収受額のアップというところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の現状は理解しましたけれども、私はそのように町内の農家の方、果樹園だとか、または野菜だとか、また一般商店の方等が多く利用されている、昨年は今までの実績は23日間ということを知りました。そして、減免しているということも知りました。そこで、そのような基本的な考えがあり、また地域産業の振興、または町の産物のPRを兼ねているのであれば私はきちっと町内は無料というような言葉を入れるべきでないかな、そして大いにここを使って自分の家で作った野菜だとか産物を売ってくださいというような産業振興を兼ねていく考えが必要でないかと思うのです。その点について5,200円という数字は町内は減免しますよというような思い切った取組が私は必要でないかな、そんな気がしてなりません。そのことについてのお考え、そこが1点目です。

2点目として、これは3回しか質問できません。そこで、ゆーあいの家、来夢人の家、久保内ふれあいセンターは、皆さんご承知のように公衆浴場法に基づいて建てられた施設です。ですから、風呂の深さなどは全部公衆浴場法に基づいて深さが決まっ

ているのです。そして、この公衆浴場法に基づいて建てた施設は公衆料金として道が指定した金額を町のお風呂屋さんたちはそれを全部準用しているのです。この改定になったのは結構前です。そして、今になってこれを出してくると、今日の新聞見ましたか、道新ですけれども、道新に次のような見出しで報道されているのです。町営温泉3施設値上げ、壮瞥町、大人50円増、500円、来年4月というような見出しで出ているのですけれども、公衆浴場法に基づいて値上げしているのですので、私は値上げでなくて料金改定でないかと思うのです。そして、道が道内の公衆浴場を経営する方々に示した金額、何か月も遅れて、そしてやるから、値上げなんて理解されない記者は書いたのではないかと思うのです。そういう意味からして、私は今後こういう料金改定があったときは町はやはりそれに準じて取り組むことが必要でないかと考えますけれども、このことについての考えを伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 1点目の条例上農産物の発信については青空広場の減免をうたうべきではないかというご質問でございました。おっしゃる考えもそのとおりかと思いますが、町が直営でやる場合はそういうこともあると思うのですけれども、一応管理運営を指定管理者のほうを通じてそういった農産物の情報発信を一定の方針の下に貸し出していただいている、町に代わって貸し出していただいております、協定書においても減免については事前に甲の承認、甲、いわゆる町の承認を得るものということになってございます。農産物なら何でもいいのかという話になったときに、一定の判断基準というのをやはり町と協議しながら経営上指定管理者のほうに町は指導していく中で、議員のおっしゃられたようなケースについても一定のフィルターをかけないと、条例でうたっているから全て減免だろうという場合にはなかなかないケースもあるということでこういった表現になっているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 浴場の料金の改定についての考え方なのですが、私も職員時代指定管理にお願いしている施設の担当をしていたこともあり、長年の中で道の条例に基づく統制額に準じて毎度毎度それが改定されるたびに上げてきたかという、歴史的にはそういうことにはなっていなかったというふうに認識しております。できて間もない頃については統制額の1年遅れで改定をしていた時期もありますし、近年ではコロナによる影響もあり、客離れを防ぐということもあって改定については慎重な対応をしてきたというふうに考えております。このたびは、昨今の物価高騰、燃料費の高騰などを踏まえまして、コロナも明けたということもあって、大変利用者の方には申し訳ないところでもありますが、ご理解をいただいて50円の値上げをさせていただくということでありまして、その時々々の社会情勢ですとか経済情勢も勘案

した中で考えていくこととしているわけでありまして、その辺はご理解をいただきたいと、このように思っておりますし、今回は提案をさせていただいたということでご理解をいただければと思っておりますし、今後につきましても統制額の変更があった場合に社会情勢を勘案してタイミングを見て提案をし、皆さんにご審議をいただくことになろうかなと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、キャンセル料について信頼関係を損なうのではないかという懸念の発言もありましたけれども、キャンセル料につきましては一部の、先ほど総務課長から申し上げましたとおり、苦慮しているところがあり、施設全体の問題として考えていくべきであるということから提案をしたところでもあり、現在はホテルに宿泊するにしても何をしてもキャンセル料というのは伴うものと、利用者側にとってはそんなにそれが導入されたことによって施設を管理する側と利用する側、利用していただく方の信頼関係を損なうようなことにつながることはないのではないかとということで、こちらご理解をいただければと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私も利用料も含めてお考えを伺いたいと思うのですが、先ほど同僚議員からもご議論されておりました、理解をさせていただくところも多いのですけれども、お風呂の入浴料の部分は今町長からも答弁ありましたけれども、やはり町の税金を使って運営している施設でもありますから、そういう意味では町民に対して政治的な配慮ということも必要でしょうし、特に高齢者の部分においては軽減措置も取られて、町から補助という形で気軽にお風呂に入っただいて健康を維持していただくという狙いも含めて設置されているのかなと思っておりますので、今町長の答弁においては理解をさせていただいたところでございますが、キャンセル料の扱いなのですけれども、これは条例の中ではキャンセル料を徴収することができるというふううたっておりますし、これはしてもしなくてもいいと、キャンセル料を取らなければいけないということではない、指定管理者の判断でキャンセル料を取っても取らなくてもいいという判断で受け止めていいのかどうかという点がちょっと確認させていただきたい。

それと、ここまでの定義なので、併せて指定管理者の判断で、例えばキャンセル料といいますが申し込んでから当日いきなりドタキャンのキャンセルもあれば、何日か前に利用できなくなったということでキャンセルを申し出る場合があります。これは、例えば民間のホテルの宿泊料あたりですと、その部分の中にキャンセル料の定義といいますか、当日は何%とか、前日は何%、そううたっておりますよね。この辺も要するに指定管理者の判断で決められると理解してよろしいのかどうか、この2点

についてまず伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

指定管理の1点目のこの部分で、キャンセル料を徴収することができるということで、これが判断でできるかどうかということですが、一応町としてキャンセル料は何%ですよということを規則でうたう予定でいまして、それに従って、実際今回の部分に関しても逆に指定管理者さんのほうからそういう要望があってやっている部分がありますので、当然それはうちのほうでできると言っておりますが、指定管理者のほうでもそれでするような形になっていくのかなというふうに思っています。

あと、もう一点が……

〔「それを決めなくていいのか、段階で」と言う人あり〕

○総務課長（土門秀樹君） 段階的に指定管理者として、うちのほうでお願いをして、あとは段階的に、うちのほうでこのキャンセル料でいきますよという部分で示して、基本的には指定管理者のほうはそれに基づいてキャンセル料を取っていくような形になると思いますので、それは最終的には指定管理者の裁量にもなってくる部分はあると思うのですが、基本的には多分町のほうでお示してきたキャンセルのやり方でやって、あとは本当にできるという、先ほどの1点目とかぶるのですが、できると言っている部分でありますので、その部分はあとは最終的には指定管理者のほうの判断でやっていく部分も入ってくるのかなと思います。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 今の説明ですと要するに段階的な、例えば当日キャンセル、前日とかよくありますよね、50%キャンセル料とかありますよね。その部分は基本的には町主導で指定管理者と相談をして決めると、やるかやらないかは指定管理者の判断ですよというふうに受け止めていいということで、今聞いた感じはそういうことなのですが、それでいいのかという点が1つと、それから私は施設によって、内容が違うといいますが、キャンセルが経営に与える影響の違いは相当あるのかなと思っていて、特に町外の利用がたくさんある施設ですとか、キャンセルしたことによって本来は受けれるお客さんを断って、今埋まっていますと、全部利用されるので利用できませんというふうに断ったと、だけれどもキャンセルがあつて実際はそういう部分を逃してしまうというケースがあります。だから、それはやっぱり私はキャンセル料はやむを得ないのだろうと思うのです。ですけれども、今のやり取りの中を聞いていて、ほかの町の施設、例えば冷蔵庫の話は、これは電気料がかかったりするし、今答弁のあつたとおり私は理解するのですが、そうではない施設があります。主に町民が主になって利用する、なおかつそれも減免、町長の許可を得た減免という形で利用料を取らないで町民の方がいろんな日々の活動の中で団体も含めて活動される上で減免措置を受けて利用するという施設も多いと思うのです。そのキャンセル料という部分

が、当然減免受けて利用料取らないわけですから、キャンセル料も発生しないということではあると思うのです。だけれども、キャンセル料が出るというその捉え方が施設の利用に影響を与えないかどうかという感じがするのですけれども、私も団体の利用においてはほとんど多分減免措置を取られて活動しているケースが、利用しているケースが現実では多いと思うのです。あんまりそれを厳しく減免はそんなにしないで利用料いただくような形を取っていくと、せっかく目的があって建てられた施設が利用されないということにつながってはこれはまた本末転倒ということもありますから、キャンセル料の扱いを施設によってそういう面も考えながら設定する必要があるような気がするのです、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 答弁申し上げます。

キャンセルにつきましては、先ほども申し上げましたとおりできるという話をさせていただいて、実際町のほうで、同じような答弁になりますけれども、町のほうでこのようなキャンセル、何日前から幾ら、何%、何日前から幾らという話で、それを指定施設のほうに、実際これも指定施設と協議している部分があるので、うちに2つの指定管理あるのですが、そちらと話した上でこういう形でいきますからという話は当然しないではできないものですから、その上でやりましょうと。あとは、先ほど議員のほうでこれちょっとどうなのという話もありましたけれども、実際にうちのほうとしてはこれでいきますので、お願いしますねという段階で、あとは施設のほうで考えるという部分あるのですが、やはり今も申し上げましたとおり、ほかの指定管理ともそういう話をした上でこれでいきたいのという話を、協議を当然させていただいている結果でございますので、それはそういう形でいかざるを得ないのかなという形で考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 何かちょっと分かりづらいような感じがしたのですが、様々な施設の条件が違いますよね。そういう施設の条件の違い、もしくは利用する方のいろんな、町内、町外もあるでしょうし、減免しているところもあるし、減免していないで申し込んでいる人もいます。様々な条件が違う中で、それはさっきのキャンセル料の定義も含めて多くは町側が示して、それを受けて指定管理者の判断で対応を取ると、キャンセル料を徴収することができるとうたっている以上、その最終的な判断は指定管理者が判断してやるというふうに捉えていいののかどうかと、指定管理者も同じ人が全部の指定管理しているわけでないの、指定管理者もやはりありますよね、施設によっては指定管理者が違うというケースがある。その辺の部分もある程度そういう形で町とは指定管理者は協議しながら、ある面で利用する方が誤解なり違和感を持たないような形で対応して運営していくというふうに捉えていいということよろしいですか。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○議長（森 太郎君） 会議を再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理のあくまでも判断でできるというふうになっておりまして、その上で町のほうで規則でその範囲を決めております。その範囲内であればもう指定管理者の判断でキャンセル料を取るかどうかという判断をするということになります。そういうことになります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 壮警町生き生き広場設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第51号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 一般4ページで聞くべきところを逃してしまったので、全体でお聞きをしたいと思います。よろしいですか。林業振興費の有害鳥獣関係で、昨日の説明で特に有害鳥獣の中で、鹿はもともと非常に被害が大きいわけですが、今年度特に補正の部分でアライグマの駆除件数が大幅に増加しているということの説明がございました。常任委員会の所管事務調査で町内視察を実施して、仲洞爺の施設を見せていただいたのです。その中でも事業所の方から要望という形で、ワインブドウのブドウを作られている、7割とか8割ぐらいの非常に大きな被害があったのだということで、その被害の対応に向けてお願いをしたいというようなことも実はその場でお聞きをしたということがございますので、質問をさせていただいているのですが、このアライグマが今年非常に多いというのは何らかの原因がある程度あるとかというふうな認識ですとか、その駆除に当たったの実態ですとか、その辺あったらもう少し詳しくお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

アライグマの増加の要因というところでございますけれども、こちらについては令和5年から被害が結構ひどくなってきておりまして、それで箱わなの設置数も増えている状況にはございます。それで、毎年多く捕っていきまして、それで令和6年の4月

から11月までですと196頭、7年度につきましては238頭ということで1.3倍に増加しているというところがございます。それで、特に今年度につきましては9月、10月、11月、こちらが例年に比べて大幅に多くなっているというところがございます。こちらの要因としまして、やはり醸造用ブドウ、あと果樹、そちらのほうに設置している箱わなにかかるのが多いというところと、あと11月、12月とか、これまでそれほど設置はしていなかったのかなと思ったりもして、被害も増えてきたということで設置が増えていって捕獲も増えていったのかなと思っております。

それで、頭数は捕っているのですが、アライグマも1回の出産で4頭から6頭と多く出産もされますので、なかなか減少には至っていないという状況でございます。それで、3月から6月につきましては北海道のほうのアライグマの捕獲の集中期間となっているのですが、やはりこういう秋、冬の時期も積極的に捕獲していって総体を減らしていくことが重要かなと考えております。それと、電気柵であったりネット、それぞれ設置をされている方が多いと思うのですが、ネットですと穴を掘って下から入ってくるとか、登って入ってくるといったところもございますし、電気柵でいえばメインが鹿になってきますので、やはり下のほうはくぐり抜けれるというところもあるので、二重に対策をするのが有効なのかなとは考えておりますが、その辺りどういった形が対策として有効なのか、ちょっと勉強もしながら対応していきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） ありがとうございます。本来は最初のところで質問すべきところでしたが、全体でということで答弁いただきましてありがとうございます。私も農業者の一人でありますから、現状や状況というのは理解しているつもりで、鹿も含めて被害が拡大している傾向だなというのは本当に身を持って感じているところなのですが、前回というか、所管事務調査で視察した折に、そこも新たに農業を始められたところでワインブドウの醸造所も稼働して張り切っている矢先に、生産量がやっとながって来たと思ったら今回のアライグマの被害がひどいということでお話を聞かせていただきました。

担当課もいろいろとご苦労されたり、地域おこし協力隊の山おこし協力隊でしたか、の方もこの前実はその後に所管事務調査の中でお話を聞いて、それぞれいろんな面で努力していただいているのは感謝申し上げますけれども、なかなか追いついていかないと。今回も駆除に対する委託料ということで増額補正されていると、多分来年予算にもそれは盛り込まれるのかなと思うのですが、なかなか有効的な手段が見つからないというのが実態ではないか。何か本州、北海道でも砂川辺りの特に果樹あたりも含めてヒグマやツキノワグマも非常に多く出てきていて、果樹あたりも廃園になっているような、特に本州のところでツキノワグマの被害で農家を続けていけないという果樹農家も発生しているやに農業新聞あたりには大きく記事として出ておりました。

北海道はまだそれほど、ここは特にまだヒグマの被害というのは見えないわけですが、アライグマが非常に増えているということで、これはいろんな条件がやはり変わってきて、里のほうに鹿にしても下りてくる傾向で、楽に食べ物を取ることができるというのを覚えて学習して、そしてまた訪れて作物に被害を与えているという傾向が続いているのかなと思います。

何か学術的な部分の情報も集めて有効な手段が取れるように、関係機関、猟友会を中心としてご協議いただきながらぜひ検討を続けていただきたいのと同時に、町なり国の補助事業で特に電牧が農家の方に補助していただいて、ほとんどの壮警町の畑の周りには電牧が張り巡らさせてというのは見て分かっているとは思いますが、その状況で何とか入ってくるのを防いでいるというような状況なのですが、ただ補助をしてから相当年数たって、実は電牧の線が電気が通らない状態になって、老朽化して非常に電圧が下がっていたり、バッテリーが駄目になるとか、いろいろな形で老朽化して非常に能力が落ちている現状が特に見られるのです。農家の皆さんもそれに伴って更新するには結構な費用がかかるという話をよく聞くのですけれども、設置して日々の見回り、草が生えて線に触って漏電しては効果が落ちるのでということで、そういう管理の部分でも相当苦勞しているということなのですが、管理はともかく、施設というか、電牧自体がかなり傷んできているというような現状が多く見られるという中で、これは当然全額ということではないにしても、幾らかでもその負担を和らげるような予算的な対応を取れないだろうかという声もよく耳にするのですが、来年度、8年度予算編成に今当たっているとは思いますが、この辺の部分も検討するべきではないかと思うのですが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

電気柵が老朽化して能力が落ちているというところでございます。それで、町としましては平成24年度から令和元年度まで町の単費で対応してきたと認識しております。それで、令和2年度、3年度と国の交付金等を使って対応してきたというところでは、令和2年度、3年度の国の交付金利用された部分につきましては耐用年数が8年ということで、こちらについては8年何とか少なくとも利用していただくと、古い部分もございますので、その辺りは今後どういった支援ができるか検討していきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 令和 7 年度壮警町一般会計補正予算（第 7 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 2 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 52 号 令和 7 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 令和 7 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 3 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、議案第 53 号 令和 7 年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議案第 54 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎諮問第 1 号

○議長（森 太郎君） 日程第 10、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 諮問第 1 号について以下質問いたします。

皆さんご承知のように、人権擁護委員は人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。この委員の皆さんは無報酬で、調べてみますと全国で 1 万 4,000 人の方が法務大臣から委嘱を受けていると、壮瞥町も 2 名の方が委嘱を受けております。そこで、いろいろ調べてみますと、

人権擁護委員法第6条第3項で現在提案されている諮問を議会で意見を求めなさいという形で今回提案されております。前は令和6年第2回定例会で意見を求められ、また今回7年の第4回でも諮問を受けておりますけれども、その諮問の説明です。〇〇氏は平成何年何月何日から継続して人権擁護委員として相談活動に積極的に取り組んでおり、人権擁護委員として適任者であると考えておりますことから、同氏を推薦するものでありますと毎回同じような文章表現で提案されております。私は、いつもこの推薦の言葉を聞いて首をかしげているのです。どのような活動をしているのか、どのような相談を受けているのか、いつも私はそのようなことを考えております。この諮問の積極的に活動していますから、またお願いしますよ、それはいいのですけれども、任期中3年間の中でどのような活動を何回ぐらいしたのか、また地域住民の方が何人ぐらい相談に伺ったのか、相談内容でなく私は相談回数、そういうものをやはりきちっと押さえて説明してほしいなど、いつもそのように考えておりますので、今回積極的に取り組んでいるという根拠として、相談回数だとか、そういうのはどのように把握しているのか最初に伺いたいと思います。

〇議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

〇住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

人権委員の活動ですとか相談回数ということですが、活動につきましては年1回の総会への出席ですとか、あと年に数回、各委員会に所属しております、その委員会のほうに出席をしているということと、あとは委員研修というのもありまして、こちらにも年に二、三回程度ありまして、そちらに出席して人権擁護委員の勉強をしているという形になっております。また、6月には人権相談をゆーあいの家のほうで困り事相談ということで人権擁護委員の日に開催しておりますけれども、残念ながらここ数年は相談の件数がないということで、あとご自宅に来ていただいても相談受けませんが、そういった相談も近年はないということで聞いております。

以上です。

〇議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

〇5番（佐藤 恣君） 今のお話を聞くと、人権擁護委員としての団体というか、自己研修のための総会だとか委員会だとか研修に参加している。この町民との関わりというのは、今お話あったように人権擁護委員の日に6月にやっているけれども、参加者はゼロです。そういう押さえ方をしていながら、この意見を求める中に積極的に取り組んでおりますなんていうこと、私はちょっと矛盾している表現でないかなと思います。

そこで、今相談会をやっても来ない、私は次のようなことを提案したいのです。といいますのは、まず町民の皆さんが人権擁護委員という制度だとか、どんな活動、住民との関わりを持っているかということを知らないのでないかなと。多分人権擁護委員、誰々さんをお願いしましたということで町の広報には出るかもしれないけれども、

ただそれは名前だけで、どのような活動をしているので、町民の皆さんは相談してくださいというようなPR、広報活動を私はすべきでないかな。相談内容は、いろいろあると思います。人権問題だとか、結婚だとか、離婚、夫婦、親子の問題、また年を取ってくると、高齢化社会ですので、不動産、金銭トラブル、誰々がうわさしているよとか、そういううわさの問題、暴言や嫌がらせ、また働いている人では雇用だとか解雇だとか給与などの問題、また児童生徒のいじめの問題、そのような日常生活の中でいろんなことが私は人権擁護委員の皆さんにももしも起きた場合相談するのがこの制度でないかと理解しているのです。そういう意味で、ただ単に広報で誰々、例えば今回佐長さんが出ておりますけれども、佐長さんが人権擁護委員になりましただけでなく、人権擁護委員の役目ですか、役割だとか、そういうものをきちっと解説するものを年に1回ぐらいは広報で周知していくことが必要でないかなと思います。そのようなことを今後考えることができるかどうか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

人権擁護委員の関係につきましては、委嘱された際には広報のほうに本年何月何日付で誰々が委嘱されましたということを記載しまして、そして今佐藤議員がおっしゃられた人権問題、結婚、離婚など今おっしゃられたことについて様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談くださいというふうに広報で周知しているところでございまして、2人の委員さんが任期3年でやっております、委嘱された際にはこういった広報周知していますけれども、毎年ということでございますので、その辺をちょっと検討して前向きに周知できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

◎議案第55号ないし議案第59号について

○議長（森 太郎君） 日程第11、議案第55号ないし議案第59号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 收君） 令和7年第4回定例会に追加提出いたします議件は、議案第55号から議案第59号までの5件であります。その内容についてご説明いたします。

議案第55号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和7年8月7日付の人事院勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容ですが、議会の議員及び特別職の職員に係る期末手当について、第1条及び第3条では本年12月支給分の支給割合を100分の5引き上げ、100分の235に改めるものであります。

第2条及び第4条では令和8年度以降の6月支給分と12月支給分を同じ支給割合とするため、100分の2.5ずつ均等に配分し、それぞれ100分の232.5に改正するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行することとし、ただし第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行することとしております。また、第1条及び第3条の規定は、令和7年4月1日から適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、53ページになります。議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和7年の人事院勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。第1条では条例第11条の通勤手当について通勤のため自動車等を使用する職員の使用距離に応じた手当額をそれぞれ引き上げ、条例第17条の当直手当について勤務1回につき4,400円を4,700円に改めるものであります。

条例第18条の期末手当及び条例第19条の勤勉手当について、本年12月の支給割合をそれぞれ100分の2.5引き上げ、一般職の期末手当を100分の127.5に、勤勉手当を100分の107.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を100分の72.5に、勤勉手当を100分の52.5に改めるものであります。

また、別表第1は一般職給料表になりますが、大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,300円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ月例給を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

第2条では、条例第11条の通勤手当について、自動車等の使用距離の上限を現行

の 60 キロメートル以上から 100 キロメートル以上に改め、新たに 65 キロメートル以上から 100 キロメートル以上までの 5 キロメートル刻みの距離区分と手当額を追加するものであります。条例第 18 条の期末手当及び条例第 19 条の勤勉手当について、第 1 条で改正した支給割合を令和 8 年度以降は 6 月支給分と 12 月支給分を同じ支給割合とするため、一般職の期末手当を 100 分の 126.25 に、勤勉手当を 100 分の 106.25 に改め、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を 100 分の 71.25 に、勤勉手当を 100 分の 51.25 に改めるものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行することとし、ただし第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。また、第 1 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、59 ページになります。議案第 57 号 令和 7 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）について。

令和 7 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 50 億 4,427 万円に歳入歳出それぞれ 1,664 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 6,091 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。63 ページになります。議会費、議会費、議会費で 8 万 9,000 円の追加となります。議会一般の議員期末手当になりますが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正により、期末手当の支給率を 0.05 月引き上げ、年 4.65 月となったことに伴い、必要な経費を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で 89 万 3,000 円の追加となります。廃止鉱山鉱害防止になりますが、一般職の職員の給与に関する条例の改正及び対象職員の役職昇任に伴い、一般職給で 30 万 6,000 円、管理職手当で 42 万円、期末、勤勉手当で 16 万 7,000 円をそれぞれ計上するものであります。

土木費、水道費、水道費で 66 万 5,000 円の追加となります。簡易水道事業会計補助金の簡易水道事業補助金になりますが、壮警町簡易水道事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

下水道費、下水道費で 47 万円の追加となります。集落排水事業会計補助金の農業集落排水事業補助金になりますが、壮警町集落排水事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

給与費、給与費、給与費で 1,452 万 8,000 円の追加となります。一般職の職員の給与に関する条例の改正等に伴う給与費の過不足を整理するものであります。その内訳

になりますが、一般職給で 711 万 2,000 円、時間外勤務手当で 371 万 8,000 円、期末、勤勉手当で 384 万 1,000 円、宿日直手当で 3 万 7,000 円、産業教育手当で 12 万 9,000 円、職員退職手当組合納付金で 82 万 1,000 円をそれぞれ追加し、扶養手当で 50 万円、管理職手当で 40 万円、寒冷地手当で 13 万円、児童手当で 10 万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 1,664 万 5,000 円の追加となります。一般財源の調整となります。

なお、65 ページ以降に給与費明細書をおつけしておりますけれども、後ほどご照覧ください。

また、60 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、68 ページになります。議案第 58 号 令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（厂原 収君） 議案第 58 号 令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について。

第 1 条、令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条に定めた予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款簡易水道事業収益では第 2 項営業外収益で 66 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 9,384 万 6,000 円とし、支出については第 1 款簡易水道事業費用では第 1 項営業費用で 66 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 9,384 万 6,000 円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算第 8 条中の職員給与費 828 万 6,000 円を 865 万 6,000 円に改めるものであります。

第 4 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 9 条中の一般会計補助金 8,276 万 2,000 円を 8,342 万 7,000 円に改めるものであります。

なお、69 ページから 73 ページの実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算（第 1 号）明細書、収益的支出から説明いたします。74 ページになります。

簡易水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費で 20 万円の追加となります。修繕料になりますが、浄水場のドアの修繕等が必要となり、既定の予算では不足が見込まれることから、必要な経費を計上するものであります。

総係費で 46 万 5,000 円の追加となります。一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、人件費等に不足が生じるため、給料で 13 万円、時間外勤務手当で 2 万 8,000 円、期末、勤勉手当で 7 万円、賞与引当金繰入額で 3 万 8,000 円、職員共済組合納付金で 10 万 4,000 円、職員退職手当組合納付金で 9 万 5,000 円をそれぞれ追加するものであります。

収益的収入では、簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で 66 万 5,000 円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

続いて、75 ページになります。議案第 59 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について。

第 1 条、令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条で定めた予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款集落排水事業収益では第 2 項営業外収益で 47 万円を追加し、総額を 2 億 1,540 万円とし、支出につきましては第 1 款集落排水事業費用では第 1 項営業費用で 47 万円を追加し、総額を 2 億 1,540 万円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算第 9 条中の職員給与費 645 万 5,000 円を 684 万 4,000 円に改めるものであります。

第 4 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 10 条中の一般会計補助金 1 億 1,292 万 7,000 円を 1 億 1,339 万 7,000 円に改めるものであります。

なお、76 ページから 80 ページの実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、説明は省略させていただきます。

補正予算（第 1 号）明細書、収益的支出から説明いたします。81 ページになります。集落排水事業費用、営業費用、総係費で 47 万円の追加となります。一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、人件費等に不足が生じるため、給料で 12 万 8,000 円、時間外勤務手当で 6 万 8,000 円、期末、勤勉手当で 6 万 1,000 円、賞与引当金繰入額で 3 万 2,000 円、職員共済組合納付金で 10 万円、職員退職手当組合納付金で 8 万 1,000 円をそれぞれ追加するものであります。

収益的収入では、集落排水事業収益、営業外収益、他会計補助金で 47 万円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 11 のうち、議案第 55 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 11 のうち、議案第 56 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 基礎的なことをお聞きしたいのですけれども、これは人事院勧告を準用していますので、内容については質問いたしません、今回通勤手当、これが改定になっているのですけれども、これには特別職だとか一般職、再任用、定年前再任用短時間勤務職員、この方が対象になると思いますけれども、渡された資料 1 ページです。ちょっと見てください。1 ページの左側、アから順番に何キロから何キロは幾らという金額が示されていますけれども、現在町で働いている職員の皆さんは、町内に住んでいる方、滝之町に住んでいる方以外は多分この条例の通勤手当が該当になってるはず。そこで、アから順番に何名程度、アは、これは 5 キロ未満となっていますので、5 キロ未満の方が何名だとか、10 キロ未満は何名だとか、もしも現在の職員の通勤手当の支給状況を把握していれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午前11時59分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

私のほうで押さえているのは一般職員なのですが、対象者は29名でございます。まず、議員ご質問のアに関しては今2名、イに関しては15名、ウに関しては8名、エとオとがなくてカが2名と、キがなくてクが1名で、ケがなくてコが1名という、以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11のうち、議案第57号 令和7年度壮警町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 令和 7 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 11 のうち、議案第 58 号 令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号 令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 11 のうち、議案第 59 号 令和 7 年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号 令和 7 年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 12、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 7 年壮警町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

（午後 0 時 0 5 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員